

# 「独立派生経営」に関する一考察

——経営経済学の対象に関するニックリッシュ学説の検討——

佐藤 正

## 一 序

二 「独立分業経営の経済」の段階における経済過程

三 「独立派生経営」の構造

四 「独立派生経営」の過程

五 ニックリッシュの見解に対する吟味

六 結

## 一 序

本稿において、われわれはニックリッシュ(H. Nicksich)の著書『経営経済』(経済的経営学の第七版)<sup>(1)</sup>における「独立派生経営」(Der selbständige abgeleitete Betrieb)という概念の検討を行う。

「独立派生経営」に関する一考察

ニックリッシュによれば、経営経済学の研究対象は「経営」(Betriebe)に求められる。この経営は経済のすべての生活単位を包括する概念として規定されるものである。このことは、経営が第一に種々の経済発展段階において現われるあらゆる経済単位を包括するものであることおよび第二に単に生産経済単位のみならず消費経済単位をも包括するものであることを意味している。このようなニックリッシュの対象規定については、このことのうちにかれの経営経済学説の斯学に対する貢献を見い出す見解もあれば、それが過度の抽象化による現実の歪曲であるとする見解もある。<sup>(2)</sup> いずれにしても、このような経営概念の規定がニックリッシュ経営経済学説の一つの特質をなしていることは否定できないであろう。しかしながら、かれの論述の具体的内容を検討すると、その経営経済学説が独立派生経営を前提とし、そこにおいて発生している諸問題を中心的に取り扱っているものであることが明らかとなる。したがって、かれの経営経済学の研究対象は実質的には独立派生経営に求められていると解さざるをえない。そこで、形式的な対象規定の問題からさらに一步を進めて、かれの経営経済学説の具体的な内容を検討しようとするときは、おのずから独立派生経営が考察の中心に置かれるべきこととなるのである。ところで、独立派生経営は、後述するようにかれの経済発展段階の図式における最終段階である「独立分業経営の経済」とよばれる段階において現われる生産経済単位体である。そこで、本稿における考察の対象が独立派生経営に求められていることは、ドイツの経営経済学においては一般に形式的な対象規定の問題を別にして「研究の実質的内容についてこれを見れば第一に生産経済単位体こそがその研究対象とせられている……」<sup>(3)</sup> こととも符合するのである。

以下においては、まずニックリッシュの論述に従って独立分業経営の経済の段階における総合経済的な経済過程お

よびその中の独立派生経営自体の生活について考察を進め、しかる後にかれの所論を批判的に検討して独立派生経営の性格を明らかにするように努めることとする。

(1) H. Nickisch, Die Betriebswirtschaft. 7. Auflage der Wirtschaftlichen Betriebslehre, Stuttgart 1929-1932.

本書よりの直接引用箇所は、引用文の後に括弧書きして、本文において示す。

(2) 中村常次郎(稿)、経営経済学の研究対象——ニックリッシュの経営概念——、商学論集第2巻第4号(福島大学経済学会編)、八、一五および一六頁参照。

(3) 漢利重隆、経営学の基礎〔改訂版〕、森山書店、昭和三十七年、八十三頁。なお、漢利教授の所論によれば、経営学の研究対象はこのような第一の特質とともに第二の特質を持つ。すなわち、それが営利原則を指導原理とするものであることがそれである。かくして『資本主義経営』(der kapitalistische Betrieb)としての『企業』こそが経営学の研究対象をなすものであることを確認せざるをえないのである。〔同書、八十四頁〕

## 二 「独立分業経営の経済」の段階における経済過程

ニックリッシュによれば「経営経済学の対象は経営と呼ばれる経済の単位の生活である。」(S. 9) 経営の生活は経済の生活である。経済の生活は経営の外ではこれを営むことができない。経済の生活の内容は人間の欲望(Bedürfnis)とその充足(Befriedigung)との間の懸隔の克服、すなわち人間の欲望の充足のための手段の準備である。経済において準備される欲望充足手段は、その形態から物財・用役および権利に分けられる。最後の権利は前二者をその対象

とするものであり、この意味で前二者より派生したものである。このような物財その他のものが欲望充足の手段となることができるのは、それが欲望充足のための適性 (Eignung) を持つからである。ところで、これらのものが持っている欲望に対する意義は「価値」(Wert) と呼ばれる<sup>(1)</sup>。価値は物財等の持つ欲望充足への適性に由来する。かくして「経済の生活は、人間が価値を捉え、生み出すこと、および人間がその欲望を充足させるために価値を準備することに尽くされる」(S. 6) ということもできる。

ところで、充足されるべき欲望は二種に区別される。その充足のための手段がまず経済活動によって準備されなければならぬものと、その必要なしに充足されうるものとがそれである。これに対応して二種の価値が区別される。人間の活動によって形成された価値と自然に存在している価値とがそれである。前者は「経済的価値」(der wirtschaftliche Wert) とよばれる。それでは、価値が経済的価値となるのは如何なる要因にもとづいてるのであるか。ニッケリッシュによれば、価値形成 (Wertbildung) の基礎は欲望に求められ、充足手段の稀少性 (Knappheit) がその条件をなす。「それ(条件—佐藤)がなくなれば、価値形成が行なわれていた領域において、もはや価値形成は行なわれない。だが基礎は依然として存在するから、条件がふたたび生じてくれば価値はふたたび形成されなければならない、形成されるであろう。」(S. 8) 経済的価値は稀少性を持つがゆえに人間の活動によって形成される。人間が価値を作り出すために行う一切の活動は「労働」(Arbeit) とよばれる。労働は利用することのできる適性と消費の場との間の空間の克服、ないし適性を新たに招来させること、あるいは種々の割合での両者の組合せをその内容とする。従って「経済的価値は労働が欲望充足を保証するときのみ形成される」(S. 40) のであって、価値が経済的価値とな

るのは、それが労働によって生み出されていることよつてゐる。そして、ニククリッシュはこのよつな労働と経済的価値との關係から、経済的価値は、それを生み出している「労働給付の対応価値 (Gegenwert) を表わす」(S. 41) という基本的な事実を確認する。

さて、言うまでもなく、経済の領域において問題になるのは経済的価値のみである。それゆゑ、以下においてはこれを単に価値とよぶことにする。そこで、価値の概念が以上のように規定された後では、経営においてはあらゆる問題が価値との関連において生じてくるということが出来る。それゆゑ、経営において生じてくる種々の問題は、直接的なし間接的に価値の問題に包摂されることになる。そして「この問題は経済の異つた発展段階においては異つた性格を持つ」(S. 35)であらう。<sup>(2)</sup>

かくして、次にニククリッシュの説く経済発展段階<sup>(3)</sup>の各段階における諸問題を検討すべき運びとなるのであるが、しかし、われわれにとつて当面問題になるのはその最終段階である「独立分業経営の経済」(die Wirtschaft selbständiger arbeitsteiliger Betriebe)の段階の経済であるので、この段階における諸問題のみを検討することにする。

独立分業経営の経済の段階における経済過程を知るためには、その機構を構成している諸要素を知らねばならない。まず第一に、この経済においては二種の経済単位体が存在している。「独立派生経営」(selbständiger abgeleiteter Betrieb)とよばれる生産経済単位体および「本源的経営」(ursprünglicher Betrieb)なほ「家計」(Haushalt)と呼ばれる消費経済単位体がそれである。独立派生経営は家計より派生した生産職分の遂行のために形成された経営であり、家計における欲望充足のために充足手段の生産を行う。これに対して家計は独立派生経営に生産手段と労働力とを提

供し、それが生産した欲望充足手段を得る。第二に、ニックリッシュが分業経営の経済と特徴づけているように、独立派生経営の生産職分は専門化されている。そこで家計は必要とする充足手段のすべてをそれが生産手段ないし労働力を提供している特定の独立派生経営のみから入手することはできず、他の独立派生経営の生産物をも自己の欲望の充足のために入手しなければならない。このような事態をニックリッシュは欲望充足が間接的となるとよんでいる。そこで、家計は自己の得た充足手段を他経営のそれと交換しなければならない。このような交換の機構として、第三に市場が存在している。第四に、価値の一般的抽象的尺度としての貨幣価値とその体現物としての貨幣 (Gold) が存在している。この貨幣は、それ以外のすべての価値に対する持分を表す。このことから、あらゆる価値は、その持つ具体的な適性とは別に、抽象的な貨幣価値量において一般的に表現されることになる。この価値尺度および貨幣の存在によって、殆んどすべての経済活動は貨幣を媒介として営なまれることとなる。以上のような諸要素にもとづいて次のような経済過程が営なまれる。

生産活動は独立派生経営が自主的にこれを営なむ。独立派生経営は生産すべき生産物の種類と量とを自らの判断で決定し、その生産のために必要な貨幣価値と労働力とを家計より調達して、それによって生産活動を営なむ。生産された生産物は市場において家計に売り渡され、売却によって得られた貨幣価値は提供された諸給付の対応価値として家計に分配される。家計はこの貨幣価値を現在の欲望充足と未来保証とに思いのままに配分することができる。すなわち、この貨幣価値と引換えに各自の消費生活のために必要な充足手段を独立派生経営より購入することもできれば、未来の欲望充足のために貨幣を保存しておいたり、独立派生経営に出資ないし貸付けをなすこともできる。この場合、

出資とは対応価値としての配当の請求権を伴う無期限の「資本使用」(Kapitalnutzung)の提供であり、貸付けとは利子の請求権を伴う一定期間にわたる資本使用の提供のことである。この出資ないし貸付けは、通常、容易に譲渡しうる有価証券によって代表されている。

さて、「出資資本ないし信用資本として派生経営に利用されている貨幣価値の合計」(S. 372)は独立派生経営の資本とよばれる。資本は独立派生経営に、その「……財産を調達する能力を与える。財産は資本を体現している……。」(S. 374)の場合、独立「派生経営は自己資本(eigenes Kapital)を持ちえ……」(S. 375)そのすべての資本は家計に所属するのであり、独立派生経営は資本使用のみを許容されるのである。このことから、各独立派生経営はその資本を提供している家計に対して資本の保全の責任を負うこととなる。

この経済においては、経済全体の総生産物の分配および構成の決定は市場機構を媒介として自動的に行なわれる。すなわち「もし、ある種類の充足価値(充足手段の意。以下同じ。——佐藤)について生産が必要(Bedarf)に達していないとすれば、交換においてこの充足価値の単位量に対応した抽象的価値が増加する。このことは個々の行為者が給付と引換えに獲得する抽象的価値が、この充足価値との交換において、その分だけ削減されたことを意味している。」(S. 34)「過剰生産の場合には、……均衡化は、具体的価値の単位量に対して与えられている抽象的価値の額が生産の抑制によってふたたび均衡状態に達するまで下降することによって行なわれる。」(S. 36)以上のことは、生産手段の分配に対してもあてはまる。というのは「生産手段は将来の充足手段として定義されうるからである。」(S. 36)総生産物の構成も市場機構を媒介として自動的に決定される。すなわち、特定の種類の生産物について、それと引換え

に引渡される貨幣価値の量が生産のために費消された価値の量を上回るかぎり、その生産物の生産を新たに企てることに對する刺激が存在し、下回る場合には生産抑制的な作用が生ずるからである。<sup>(4)</sup>なお、交換において充足手段ないし生産手段の單位量に對して引渡される貨幣価値額は、その「價格」(Preis)とよばれる。<sup>(5)</sup>

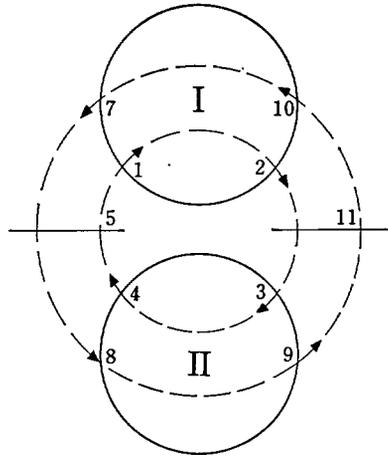
ところで、價格が市場において決定されるのは独立派生經營の生産物のみに限らないのであって、労働給付および資本使用についても同様である。かくして、三種の市場が區別されることとなる。生産物市場、資本市場および労働市場がそれである。そして、これらの市場を媒介として經營間とりわけ独立派生經營と家計との間に価値の移動が生ずる。ニックリッシュは、この価値の移動を「価値循環」(Wertumlauf)と名づけている。独立分業經營の經濟においては經濟過程は価値循環過程として捉えられるのである。そこで、次に価値循環過程について考察することにする。

独立分業經營の經濟における価値循環は総合經濟のあらゆる經營を通過しており、それらを結びつけている。だが、価値循環過程の考察においては、独立派生經營と家計との間の關係が最も重要であると考えられる。ただし、独立派生經營における生産活動は直接的ないし間接的に家計における欲望充足のために営まれていものであるからである。そこで、ニックリッシュは、総合經濟に含まれる独立派生經營の總体および家計の總体をそれぞれ一個の独立派生經營および家計に置き換えて、価値循環過程を両者の關係において考察する。このようにすることによって、家計相互間および独立派生經營相互間の關係は相殺されて捨象されることとなり、家計と独立派生經營の間の基本的な關係が明示されることになるからである。さて、このような考察においては、家計と独立派生經營の間には三種の市場を媒介とした価値の流れが認められる。まず、労働市場を媒介とした家計から独立派生經營への労働給付という具体

的価値の流れと対応価値としての貨幣に体现された抽象的価値の反対方向の流れ、第二に、資本市場を媒介とした家計から独立派生経営への資本使用という具体的価値の流れと対応価値としての貨幣に体现された抽象的価値の反対方向の流れ、第三に、生産物市場を媒介とした独立派生経営から家計への充足手段の流れと対応価値としての貨幣に体现された抽象的価値の反対方向の流れがそれである。この場合、労働給付の流れは労働力の移動を、また資本使用の流れは資本自体の移動を伴っている。後者は、さらに何らかの価値体現物に体现されている。それは、通常は貨幣である。以上のような具体的価値および貨幣の移動が価値循環とよばれているのである。

さて、ニックリッシュは価値循環について、給付価値ないし生産物価値の循環と財務循環とを区分している。給付価値の循環において、充足手段の流れと労働給付の流れおよびそれらの対応価値の流れが考えられ、財務循環において、資本使用の流れおよびその対応価値の流れ、ならびにそれを惹起させている資本自体の移動が考えられている。

給付価値の循環の説明のために、ニックリッシュは次のような図を示している。同図において、円Ⅰは家計、円Ⅱは独立派生経営を、内側の運動円は具体的価値の流れ、外側の運動円は対応価値としての貨幣の流れを、そして5は充足手段市場、11は労働市場を表わしている。給付価値の循環は次のように説明される。生産物市場(5)を媒介として、充足手段が家計に流入する(4↓1)。同時に等価の貨幣が家計より独立派生経営に流入する(7↓8)。家計に流入した充足手段は消費されて、労働力を生み出し、労働給付に転ずる(1↓2)。この労働給付は労働市場(11)を媒介として独立派生経営に流入する(2↓3)。同時に等価の貨幣が家計に支払われる(9↓10)。独立派生経営に流入した労働給付は、財務循環において同様に流入してくる資本使用とともに、生産活動によって充足手段の価値に変化する



(3 ↓ 4)。

財務循環は、ニックリッシュによって次のように説明されている。資本使用と同様に資本自体も価値であることから、財務循環において、これら二種の価値の循環が区別される。資本自体の移動は資本市場を媒介とする家計から独立派生経営への出資ないし貸付けによる貨幣の引渡しによって生じ、「対応価値としての利潤参加ないし利子に対する権利および返済に対する権利」(S.110)を伴う。この循環の完結、すなわち資本の返済は「後日、派生経営の解散の日かあるいは債務の満期の日に生ずる。それまでの間、それ(循環—佐藤)は未解決のままにとどまる」(S.110)のである。

そして、このような状態の存在こそが資本使用の継続的提供を基礎づけているのである。資本使用の流れとしての財務循環は、資本市場を媒介とした家計より独立派生経営への資本使用の流れならびに対応価値としての等価の貨幣の反対方向の流れから成る。この場合、資本使用の引渡しは上述の資本の引渡しと同時に生じており、また資本使用の価値は利子ないし配当であって、その大きさは資本市場において取決められる。独立派生経営に流入した資本使用の価値は、前述の給付価値の循環に併合され、労働給付の価値とともに充足手段の価値を構成する。また対応価値として家計に流入した貨幣は労働給付の対応価値として引渡された貨幣と併合され、あるいは充足手段と引換えに独立派

生経営に引渡される対応価値に充てられ、あるいは将来の欲望充足のために保存される。

以上のような財務循環に関するニックリッシュの論述においては、次のような疑問が生じてくる。すなわち、資本使用は家計から独立派生経営に提供される給付の一種であり、また資本使用の循環は独立派生経営において給付価値の循環に併合されるのであり、他方において、その対応価値としての貨幣の循環は給付価値の循環のそれとは何ら異なるどころがなく、家計に支払われた貨幣はその購買力を形成するのであるから、資本使用の循環としての財務循環を給付価値の循環の中で統一的に理解すべきではないかと思われるのである。このように考えることができるならば、財務循環においてはもっぱら資本自体の移動が考えられるべきこととなる。

ニックリッシュによれば、経営の価値循環は「一つの全体であつてそれ自体自己完了的である。だが、それは同時により大きな全体、すなわちすべての経営がそれに属しているところの経済全体の価値循環の肢体である。」(S. 163) このような論述については、われわれは経営を通過する価値循環が経済全体を貫通していることを知っていると、意味において、各経営の価値循環が経済全体の価値循環の肢体であることを承認することができる。それでは、それ自体の全体性ないし自己完了的性格はどのように理解されるのであろうか。資本使用の流れをも含めた意味での給付価値の循環を経営の見地から考察すると、独立派生経営の場合には「貨幣↓家計からの給付(労働給付・資本使用)↓充足手段↓貨幣」という循環が考えられる。家計については「貨幣↓充足手段↓独立派生経営に提供されるべき給付(労働給付・資本使用)↓貨幣」という循環が考えられる。これらの循環図式は自己完了的な全体として捉えられる。ただ、家計の循環図式において、資本使用はその前段階である充足手段から導びかれていない。それは、

家計が獲得した貨幣のうちから将来の欲望充足のために保有する部分を出資ないし貸付けとして独立派生経営に提供することによって生ずるのであり、この循環図式においては、いわば循環過程の外から付加されている。このことは、労働給付の源泉である労働力が労働給付の提供とともに疲弊し、その回復のために価値の費消を必要とするのに対して、資本使用の源泉である資本は資本使用の提供によっては何ら失なわれることなく、それゆえ、その維持のために新たな価値の追加を必要とすることがないことよっている。さて、以上のような経営内の一つの自己完了的な価値循環を、ニックリッシュは「内部価値循環」(innerer Wertumlauf)とよんでいる。これに対して、経営間の価値の流れを「外部価値循環」(äußerer Wertumlauf)とよんでいる。独立派生経営から家計への充足手段の流れおよびその対応価値の反対方向の流れと家計から独立派生経営への労働給付および資本使用の流れおよびその対応価値の反対方向の流れがそれである。従って、この外部価値循環自体には、内部価値循環において認められるような自己完了的性格はない。

ニックリッシュによれば、上述のような給付価値の循環においては「維持の法則」(das Gesetz der Erhaltung)が支配している。すなわち「各経営が、流入した具体的価値(……)と引換えに引渡した抽象的価値を、この具体的価値から作り出された産出物(Ergebnisse)の流出のときに、ふたたび取戻さなければならぬことが前提されている。」(S.75)その理由としては、独立派生経営については、「経営の生活の終了時において収入の合計よりも支出の合計の方が大きいなら、この経営に派生された資本が失なわれる」(S.100)ことになるが、独立派生経営は資本保全の責任を負っているので、そのような事態の発生を防止しなければならないことが挙げられる。家計については、収入が支

出の上限をなすことおよび家計の収入の中から節約によって独立派生経営の資本が生み出されることから、「維持の法則」の支配を認めることができる。この場合、収入は流入した抽象的価値の総体を、支出は流出した抽象的価値の総体を意味していると解される。<sup>(9)</sup>

それでは「維持の法則」を上述の給付価値の循環の図式にあてはめてみるとどうなるであろうか。この場合、「維持の法則」は各循環について「収入は少くとも支出に等しいか、またはそれより大きくなければならない」という関係の成立を要求するものと考えられる。いま、労働力の維持のために生産されたもののすべてを消費することが必要であるものと仮定する。家計の収入を $E_h$ 、その支出を $A_h$ 、独立派生経営の収入を $E_s$ 、その支出を $A_s$ で表わせば、「維持の法則」から、

$$(1) \quad E_h \geq A_h$$

$$(2) \quad E_s \geq A_s$$

仮定から

$$(3) \quad E_h = A_s$$

$$(4) \quad E_s = A_h$$

(1)に(3)および(4)を代入すると、

$$(5) \quad A_s \geq E_s$$

同様に、(2)に(3)および(4)を代入すると、

「独立派生経営」に関する一考察

$$(6) \quad A_n \cong E_n$$

そして、(1)と(6)および(2)と(5)が両立するのは、

$$E_n = A_n$$

$$E_s = A_s$$

の場合のみである。この場合には、

$$A_n = E_n = A_s = E_s = \dots$$

という等式が成立する。この式は循環の規模が絶えず同一であることを意味している。<sup>(10)</sup> また、この関係式によって、前提されているような状態においては、生産者にとっては新たな起業への刺激が存在せず、家計にとっては節約資本の形成をなす余地がないことが示されている。

だが、以上のような状態はニックリッシュの論述において前提されている状態とは相違する。かれの前提する経済においては「家計に存在する、あるいは家計に新たに流入する貨幣価値は、…：一部分は節約されて留保される」(S. 372)のであり、絶えず資本の「蓄積」が行なわれている。それゆえ、そこでは上記の関係式は成立しえず、それはどこかで破られなければならない。そこで前提が変えられる。労働力の維持のためには生産物のすべてが消費されることは必要でなく、具体的価値が残存することが仮定される。説明の便宜のために残存物はすべて独立派生経営によって保有されているものとする。従って、独立派生経営の収入は家計よりの貨幣の流入額と保有残存物の貨幣価値額( $R$ )から成ることとなる。この場合においても、「維持の法則」によって前記の(1)式および(2)式は妥当する。さ

らに仮定から、

$$(7) \quad E_n = A_n,$$

$$(8) \quad E_s = A_n + R$$

(2)に(7)および(8)を代入して整理すると、

$$(9) \quad R \geq E_n - A_n \geq 0$$

(1)に(7)および(8)を代入して整理すると、

$$(10) \quad R \geq E_s - A_n \geq 0$$

(7)および(8)を加え合せて整理すると、

$$(11) \quad R = (E_n - A_n) + (E_s - A_n)$$

従ってこの場合には、(9)式および(10)式から、

$$E_n > A_n$$

$$E_s > A_n$$

という関係が同時に成立することも可能であり、その場合には(11)式が条件をなすこととなる。このような状態においては、生産者に対して起業への刺激が存在し、従って資本需要が現われるとともに、家計において節約資本の形成が行なわれ、従って資本の提供が可能となる。かくして、このような状態が価値循環過程における正常な状態を表わしているものであると解することができるであろう。

以上の価値循環の図式において、それを循環図式ならしめているもの、換言すれば価値循環における価値の指標はいかなる内容において捉えられなければならないであろうか。これまで価値の指標は、まず第一に欲望充足に対する適性に、そして第二には労働によって生み出されているものに求められてきた。この場合、そのような適性は、まず個人的であって、特定の欲望に対する特定の質として捉えられているとともに、他方において、それは他の適性と共通な尺度で測定されうる一般的適性としての性格をも持つものであった。すなわち、価値は個人的適性を内容としながらも、一般的適性として共通尺度で量的に表現されるといふ二重性格を持つのである。さて、一般的適性はあらゆる価値に共通であり、そしてそれは貨幣価値あるいは抽象的価値とよばれているものであった。そして、この貨幣価値は専らそのみを表現する体現物を持っている。貨幣がそれである。この貨幣は、具体的価値への持分を表わすものであると解されている。そこで、われわれは価値循環において循環するものをこの抽象的価値ないし貨幣価値に求めることができるであろう。すなわち、価値循環は抽象的価値の循環であり、抽象的価値が次々とその体現物を換えていく過程であると解することができるのである。ところで、各経営に保有されている抽象的価値の総体は、その経営の資本である。従ってこの意味で、価値の「循環はつねに資本循環である……」(p. 43)ということもできるのである。このように考えることができるならば、われわれは資本自体の移動としての財務循環と給付価値の循環とを統一的に理解することができるであろう。この場合には、資本の流れとしての循環過程とともに保有されている資本有高をも同時に考察に含めることが必要であろう。

以上においては、独立分業経営の経済における経済過程が価値循環過程という形で明らかにされた。ところで、二

ツクリッシュは経営の特質を価値循環を持つことに求める<sup>(1)</sup>。そして、考察の対象を総合経済に属するすべてのものを代表している独立派生経営ないし家計ではなく、個々の独立派生経営ないし家計に求め、経営の内部価値循環の特質が「労働している人間が、かれの給付を労働において使用している補助手段の減価価値 (Abnutzungswert) および抽象的資本の使用の価値と結合させて、経営が産出するべき給付単位を作り出すことにある」(S. 164) とする。そこで、この場合には独立派生経営相互間の価値の流れが考察の中に含められ、これによって生産手段の費消が明示的に示されることになる。さて、このような経営の特質は独立派生経営および家計に共通である。そこで、第一に家計の内部価値循環においてはその重点が労働力の維持のための充足手段の消費自体にあるのではないことが指摘されるべきである。充足手段を消費できるようにするための給付は経済領域の中にある。「だが、消費 (Konsum) 自体は……価値ではなくて力が問題になるところの」「力の過程 (der Prozeß der Kräfte)」(S. 19) に属するのである。それでは第二に、独立派生経営と家計との区別は何を基準としてなされるのであろうか。この点について、ニックリッシュは次のように述べている。すなわち「家計の価値循環は派生経営のそれと同じように構成されている。……だが、この過程の最終生産物は売渡されるのではなくて消費される (verbrauchen)。専らこのことのために他のすべてのことが用意されているのである。」(S. 106) それゆえ、家計の価値循環は力の過程とりわけ力の生産過程と相互依存的な関係を持つことになる。ただし、消費のための支出を可能にする収入は、消費によって維持され、促進され、発展させられている力を労働に利用することによって得られるからである。かくして、家計は「力の経済」(Kraftwirtschaft) とよばれる。これに対して、独立派生経営の内部価値循環においては、その生産物は市場を介して他の経営

に売渡される。そこで、独立派生経営は市場危険 (Markrisiko) の負担を余儀なくされる。また、独立派生経営は「財の経済」(Güterwirtschaft) ともよばれる。

ところで、ニックリッシュによれば、価値循環を持つという特質はひとり独立経営のみに存在するにすぎないのではない。独立経営の肢体をなす「労働装備と労働職分を持ち労働をなしている人間から成る個々の作業場所 (Arbeitsstelle)」(S. 167) がすでに経営をなすのである。けだし、そこにおいて生産活動が遂行されているだけでなく「そこには作業場所における継続した生活をはじめて可能にする価値還流の必要性もある」(S. 167) からである。だが、この場合の価値還流の意味は消費された経営給付に付加された諸種の価値の補充にあるのであって、それが対応価値としての貨幣の流入を意味しているとは解せられえない。これを図式的に表現すれば「↓労働給付・資本使用・減価価値↓経営給付↓」となるであろう。それは独立派生経営の価値循環の一部分であるにすぎない。従って、このような経営はそれ自体が完結した価値循環を持っていてではなく、独立経営の価値循環に参加し、その一部分を担当しているにすぎないのである。従って、ニックリッシュが「勿論、作業場所の循環は肢体循環である。経営全体のその肢体である。だが、独立経営の循環もやはり経済の全体循環の肢体にすぎない」(S. 168) というとき、作業場所の価値循環と独立経営のそれとの間には、独立経営の価値循環と総合経済のそれとの間にあるような関係の存在を想定することはできないのであって、両者が本質的に異なるところにこそ独立経営の独立性の意味が認められるのである。換言すれば、価値循環図式的面における経営の独立性の指標は、その内部価値循環の自己完結性に求められるのである。そして、このことは作業場所が「外部に対して、とりわけあらゆる市場業務において、すなわち調達および

び販売に関して、独立経営によって代表されている」(S. 168) ことに由来していると解せられる。作業場所のように独立性を持たず独立経営の部分をなす経営は「肢体経営」(Gliedbetrieb)とよばれる。さて、以上の概念規定から、独立経営に関して「複合経営」(zusammengesetzter Betrieb)と「単純経営」(einfacher Betrieb)の区別がなされる。前者は複数の肢体経営より成る独立経営であり、後者は肢体経営を持たない独立経営である。<sup>(21)</sup>

(1) 「価値」という言葉で欲望充足への適性を持つ物財自体等が表わされる場合もしばしばある。この用法によるときは、適性を持つ物財および用役は「本源的価値」あるいは「具体的価値」とよばれ、またそれらに対する権利は「派生的価値」ないし「抽象的価値」とよばれる。なお、抽象的価値という言葉で諸権利のうちで最も一般的かつ抽象的な貨幣ないしその価値を指す場合もある。

(2) 以上は主として下記によっている。 H. Niekisch, a. a. O., SS. 6-7 u. SS. 34-41.

(3) ニックリツジュの経済発展段階に関する論述は必ずしも明解ではない。いま、かれの段階区分を整理して示せば次のようになるであろう。すなわち、ある場合には(1)、封鎖的家庭経済 (die geschlossene Hauswirtschaft) の段階と分業的経営の段階との二段階が区別される (SS. 35-37)。他の場合には(2)、分業的経営の段階がさらに中央管理的分業的総合経済 (die zeit-ralgeleitete arbeitsteilige Gesamtwirtschaft) ないし分業的家庭経済の段階と独立分業経営の経済ないし自由交通を伴った独立的分業経済の段階に区分され、封鎖的家庭経済の段階、中央管理的分業的総合経済の段階および独立分業経営の経済の段階の三段階が区別される (SS. 42-43 u. SS. 47-51)。さらに原則的には三段階区分によりながらも、封鎖的家庭経済の段階を構成員一人の場合と複数人の場合に区分する場合(3) (SS. 52-54)、および中央管理的分業的総合経済の段階を本部 (die Zentral) の管理が全経営に及ぶ場合と派生的経営のみに及ぶ場合に区分する場合(4) (SS. 70-74) がある。従って、ニックリツ

シュの經濟發展段階の区分は、最も細く区分すれば(a)成員一人の封鎖的家庭經濟の段階(b)複數成員の封鎖的家庭經濟の段階(c)本部の管理が全經營に及ぶ中央管理的分業的綜合經濟の段階(d)派生的經營のみに及ぶ段階(e)独立分業經營の經濟の段階の五段階が區別されることになる。だが、かれの論述において標準的なのは前記(2)の三段階区分であると解しうるであらう。

(4) 「生産抑制的な作用が生ずる」ということは「新たにこの価値の生産を企てることに對する刺激が何ら存在しない」ことを意味している。その価値の生産が中止されるのは、將來において価格の回復が見込まれる場合には、生産継続による損失が生産休止による損失と等しくなる点まで価格下落が生じたときである。(Vgl. H. Nicklisch, a. a. O., S. 81.)

(5) 以上は主として下記によつてゐる。 H. Nicklisch, a. a. O., SS. 45-56, SS. 71-75 u. SS. 372-375.

(6) 本書において、価値循環に關する詳細な論述を二箇所において見出すことができる。一つは「第一部、B經營經濟的問題、第二章經濟における価値關係の網」において、經營間の交渉關係の一つとして、いわば綜合經濟的觀點からなされているそれであり、他は「第二部、A全体としての經營、第一章經營の本質と『經營』および『企業』の概念の關係」において、經營の本質的指標として、いわば經營的觀點からなされているそれである。前者においては、後述するように、価値循環は給付価値の循環と財務循環に区分されているが、後者においては前者における給付価値の循環には互に匹敵するものが価値循環そのものとして論じられている。われわれはここでは主として前者によって価値循環の考察を試みることにする。

(7) 別の箇所のニックリッシュの論述においては(第二部A・第一章)、資本使用の循環をも含めた意味での給付価値の循環が価値循環として論じられている。かれはここでは、財務循環には言及していない。

(8) Vgl. H. Nicklisch, Der Betriebsprozess und die Wertumlauf in der Wirtschaft, in Z. f. Hw. u. Hp., 20. Jahrg., 1927, S. 122.

(9) 以上は主として上記に於てゐる。 H. Nicklisch, Die Betriebswirtschaft, SS. 103-114.

(10) だが、このことは単位時間当の価値循環量が常に同一であることを意味しているわけではない。けだし「循環量」循環の速度×単位時間循環回数」であり、上述の場合には循環回数<sup>(6)</sup>の増大による循環量の増大が可能であるからである。

(11) ニックリッシュによれば、価値循環はあらゆる経済発展段階の経営において認められる。ただ、それが最も完全な形で現われるのは独立分業経営の経済の段階においてなのである。(Vgl. H. Nicklisch, a. a. O., S. 163)

(12) 以上は主として下記にまつゝる。 H. Nicklisch, a. a. O., SS. 18-19 u. SS. 163-168.

### 三 「独立派生経営」の構造

前節では、経済領域において独立派生経営の果している役割について、とりわけ家計との関係について、価値循環という形で考察してきた。本節および次節においては、独立派生経営の生活自体について考察することとする。

独立派生経営の生活は、将来の欲望充足手段としての生産手段をも含めた意味での、欲望充足手段の生産のために営なまれている。そして、そこでは「維持の法則」が支配している。そこで、独立派生経営においては「給付価値の生産は意識的な管理の下で、統制可能な形で、秩序的に、そして安定的に行なわれなければならない。」(S. 51)さて、経営の生活は経営過程ともよばれる<sup>(7)</sup>。「経営過程」(Betriebsprozess)という概念語は、経営において目的を実現するために惹起されているすべての事象 (Vorgang) を、それによって運動させられている諸物 (die Masse) およびそれを惹起している諸力 (die Kräfte) とともに包括して、統一体を作り出す<sup>(8)</sup>。そして、この「過程の進行は規制的にの

み (nur geregelt) 行なわれうる。規制は個々の時点における諸関係の準備と秩序化によって行なわれる。」(S. 533) そこで、経営の生活を時間的だけでなく、時点的に考察することも必要となる。時点的考察においては、経営過程に投じられている諸要素相互間の関係が認められる。このような時点的考察において認められる諸要素間の関係が「経営の構造」(der Bau der Betriebe) とよばれていると解せられる。本節においては、このような意味での独立派生経営の構造について考察することにする。

前節において述べられた経営としての作業場所の定義から、経営を構成している要素を知ることができる。労働職分、労働装備および労働力がそれである。労働装備は経営の給付生産のために労働力が必要とする価値の総体であつて、建物・機械等の諸設備、原材料、補助材料および貨幣等から成る。こういった具体的価値の総体は財産とよばれている。さて、ニックリッシュの論述においては、「経営の構造」という標題の下で、「経営職分」、「経営要素」および「価値関係の均衡の維持」が論じられている。そして、経営要素としては、労働、資本および財産が挙げられている。さらに、価値関係においては、経営要素のうち財産および資本の相互関係およびその各々の内部における諸関係が考察されている。なお、経営職分は、分割されて経営構成員に割当てられ、労働職分となるとされている。そこで、上記の四つの要素とニックリッシュの三つの経営要素との関係を問うならば、まず労働装備と財産および資本との関係が問題にされなければならないであろう。かれによれば「財産は資本を体现している。この関係は資本の総額と財産の総額とが等しいことを含意している。さらにこのことから財産が失なわれるときには同じだけの資本が失なわれること、しかも同一の行為によってであることが導びき出される」(S. 375) のである。この意味では両者は緊密な関

係にある。だが、他方において両者は異つたものであり「財産と資本は混同されるべきではない。」(S. 33) 前述のように、独立派生経営の資本は家計より提供された抽象的価値額の総体であつて、家計に所屬するものであつた。これに対して、独立派生経営の財産の「法的基礎としては……所有権の概念が主張される。」(S. 33) 以上から、労働裝備を、経営の財産であると同時に資本を体現しているという意味において二重性格を持つものとして捉え、財産と資本という別個の二つの要素を表わしているものと解すべきであらう。第二に経営職分が要素とは別に論じられていることが問題にされなければならない。経営職分・労働<sup>(3)</sup>・財産および資本は、いずれも経営過程の遂行にとって不可欠であり、この意味で経営の要素をなすと考えることができるであらう。だが、最初の経営職分と後の三者との間には、後者は前者の達成のために準備され、また利用されるものであり、前者によって規定されているという関係がある。この意味において両者の性格の相違を認めることができるのであつて、ニックリッシュの主張の根拠もこの点に求められていると解せられる。以下においては、かれに従つて労働・財産および資本を経営要素と解することにする。以上の考察から独立派生経営の構造は経営職分によつて規定された労働・財産および資本相互間あるいはその各々の内部における関係において認められるであらう。さて、複合経営においては職分は分割されて、それに配置された労働および労働裝備とともに肢体経営を形成する。その結果、複合経営である独立派生経営は肢体経営の複合体という形態をとることになる。そこで、複合経営の場合には経営の構造は肢体経営相互間の関係においても認められるであらう。以下においては、まずこの意味での構造を、構造の形成の過程との関連において考察し、次いで経営要素のうち資本および財産の相互関係およびその各々の内部関係を「靜態的価値関係」の問題として考察することにする。

独立派生経営の構造の形成においては、職分の選択が基本的である。経営の職分は経済の全体職分の肢体である。経済の全体職分は、経済行為を営んでいる人びとの欲望の充足を実現させることにある。経営職分のこれに対する肢體性は、経営職分そのものについて、その種類および範囲に関する限定を与える。すなわち、特定の独立派生経営の経営職分は「欲望者の需要総体および価値総体の中で一定の地位を占めている」「一定の価値ないし価値持分」の生産に限定される。このことは当該経営の「特定の業種への帰属性およびその業種内での当該経営の特徴を基礎づけるであろう。」(S. 186) 経営職分の選択は独立派生経営の派生を企てる者によってなされる。独立派生経営の派生は、市場におけるより良い機会に対する鋭敏な感覚と、その機会を利用するために自分の労働と財産を賭すだけの大胆さを持つ者が単独あるいは共同で企てる。このような派生を企てる者は、そのような機会を利用するために出資資本提供者となり、経営職分の選択を行う。かれは、支配者として経営者 (Leiter) を任命し、独立派生経営の管理運営に従事させるか、あるいは自ら最高管理職能を担当する。後者の場合には、かれは企業者 (Unternehmer) とよばれる。経営者ないし企業者は経営職分の達成のために経営要素を調達し、この要素を秩序的に配列し、経営過程を充足させるのである。そこでまず要素の調達について考察する。

企業者ないし経営者は、まず第一に経営職分の達成のために必要な資本のうち、派生者の提供した資本ではなお不足する部分を外部から調達しなければならない。必要な資本の大きさは、必要な財産の觀念から導出される。必要な財産の觀念は、選択された経営職分によって規定された経営給付生産予定量を一定の操業度変動の幅の中で給付することのできる経営設備およびそのために必要なその他の財産の觀念から導かれる。後者に関しては、総給付量ととも

に循環の速度が必要な財産の大きさに對する規定要因をなす。この場合、同一種類の財産の場合でも、個々の部分の循環が同一の速度で生ずるわけでは必ずしもなく、また循環に重複ないし間隙が生じうることが考慮に入れられなければならない。資本の調達には資本市場を介して行なわれる。調達の方法には出資の受入れと信用の受入れがある。そのいずれが利用されるべきかは、第一に調達されるべき資本の利用目的、第二に調達を行う経営の財務状況、第三に資本市場の状況、第四に経営者ないし企業者の個性および傾向によって左右される。出資の受入れによって調達される資本が出資資本であり、信用の受入れによって調達される資本が信用資本であることは前述のとおりである。

調達された資本によって財産の調達が行なわれる。財産の調達は必要な財産の観念の実現である。それゆえに、調達される財産は経営給付の生産および販売を可能にするものでなければならぬ。このことから財産の調達においては次のことが守られるべきこととなる。第一に、その利用目的にとって最高度の適性の財が得られるべきである。第二に有利な価格で調達されるべきである。すなわち、生産された給付の売上げがそのための費消を十分に償いうるような価格で調達されるべきである。第三に当該財産の利用が行なわれる時間に合うように、しかも資本使用の浪費が生じないように調達されるべきである。換言すれば、財産有高の過少の危険からも過多の危険からも免れうるように調達が行なわれるべきである。このことは恒常有高の観念へと導びく。ところでニシクリッシュはその生産が独立派生経営の職分として選定された価値を、それが「経営の価値循環を支配し、これを負担し、これに特徴を与えていることから、転換負担者(Umsatzträger)」(S. 189)と名づけている。独立派生経営の財産はこの転換負担者を基礎として一つの有機的な結合体を形成する。この結合体は「価値の組合せ」(Wertsatz)と名づけられ、価値の組合せの

形成は「財産の結晶化」と名づけられている。独立派生経営において、複数の給付の生産がその職分として選択されている場合には、それぞれについて結晶化がなされ、複数の価値の組合せが生ずる。独立派生経営の財産は価値循環との関係から、使用財産 (Nutzungsvermögen)・償却財産 (Gebrauchsvermögen) および循環財産 (Umlaufvermögen) に分類される。使用財産は経営過程において専ら使用されるのみであって、その価値自体は費消されない。この財産はそれが休現している資本の使用の価値でもって価値循環に参加している。だが、資本使用の価値の費消はこの財産部分についてだけでなく、他の財産部分においても同様に生じている。使用財産には土地が所属する。償却財産はその価値が一連の過程の経過によって費消され、各過程にその総価値の配分が行なわれる財産部分である。この財産部分には、建物・機械等の設備、工器具、備品等が所属する。循環財産はその価値の総体でもって循環過程に参加する財産部分である。これには、未売却完成品である転換負担者、その前段階である原材料および貨幣等が含まれる。

財産の調達と並行して労働の調達が行なわれる。調達された労働は、それぞれ職位に配置されて一定の労働職分を担当させられる。このことから労働の調達において次の要件が顧慮されるべきである。すなわち、第一に各労働職分に可能なものの中から最適なもの配置されるよう調達されなければならない。第二に調達は派閥 (Partei) への顧慮なしに行なわれるべきである。経営外の派閥が経営内部に対して勢力を持つと「経営所属員の経営目的への結びつきが乱されるからである。」(S. 309) 第三に労働条件に関する協定が守られなければならない。そして、独立派生経営において生産的気分が保たれるためには、協定は労働者の生活条件の最低限を保証しなければならない。

以上のようにして調達された財産および労働は各職位に配置され、肢体経営を形成する。職位は、経営職分の分割

によつて形成される肢体職分にもとづいて設定される。経営職分の分割による肢体職分の形成は「肢体職分の遂行が相互の結びつきにおいて結果として全体職分の遂行をもたらし」(S. 26) に行なわれなければならない。それゆゑに、職分の肢体化は水平的および垂直的に行なわれる。けだし、水平的に秩序づけられた労働職分を統一的に包括し、肢体作用から意図されている全体作用を導びくためには、垂直面の肢体化、すなわち上下に秩序づけられた肢体化が必要であるからである。肢体職分に則して職位が設定される。職位に関して、ニククリッシュは典型的には三つの階層を区別する。すなわち、各職位の個別給付の中に統一性を維持し、経営給付が合理的に生産されるように配慮するべき最上位の機関であるところの首脳部 (Hauptstelle)、首脳部の下にあつて分与された職分の範囲内で給付相互の調和に関して、そして給付が完成されるべき時点に関して、給付の統一性について配慮するべき肢体職位、ならびに個々の労働職分の遂行に従事するべき最下位職位がそれである。首脳部から最下位職位にいたる階層の数は経営の規模に応じて増減される<sup>(4)</sup>。最下位職位は相互に秩序化されて配列される。職位の水平的秩序化の原理としては、ニククリッシュは「並列の原理」(das Prinzip der Reihe)、「序列の原理」(das Prinzip der Folge)および「給付行為の統一の原理」(das Prinzip der Einheit der Leistungshandlung)を挙げている。並列の原理は、各職位をその給付行為相互の時間的順序とは無関係に、もっぱら空間的見地より秩序づけることを要求する。序列の原理は、各職位を空間的であると同時に時間的順序をも顧慮して秩序づけることを要求する。序列の原理は、各職位の例として、ニククリッシュは砂糖工場 (Zuckerfabrik) のそれを挙げている。ここでは、後続の職位の活動は先行する職位の活動を前提としており、ある一つの職位に活動の中断が生ずると、それが除かれるまで全経営が休止せざるをえ

なくなる。並列の原理に従った職位の配列の例として、かれは機械工場における部品の生産のためのそれを挙げてい  
る。ここでは、各部品の生産は相互に無関連に行なわれる。だが、部品を組み立てて製品を作り出すときには、労働  
は一定の手順に従って、それゆえ序列の原理によって行なわれる。この意味で、並列の原理は独立派生経営全体の水  
平的秩序化の原理であることは不可能であり、むしろ序列の原理の部分原理として捉えられるべきであろう。給付行  
為の統一の原理は「給付の総体が、ばらばらに分割された部分行為によってではなく、統一的行為によって作り出さ  
れる」という意味において、あるいは、すべての肢体がこの統一的な過程に同時に参加しているという意味において理  
解されている<sup>(5)</sup>。そして、この原理に従った職位の配列の例として、劇場の舞台における演出者、演技者、照明係、効  
果係等の統一的給付によって作り出される演劇という給付の生産のためのそれが挙げられている。だが、この給付に  
おいても、給付者相互間の関連は極めて密接であるとしても、個々の給付者に割り当てられている職分の遂行は時間  
的および空間的に規定されているのであって、それ以外の何ものでもありえない。それゆえに、この原理は、極めて  
厳密に規定した空間的・時間的秩序化の要求として、従って序列の原理において理解されるべきこととなる。以上を  
要するに、最下位階層の各職位は、時間的・空間的に、厳密にあるいは大雑把に、相互関係を規定されて、水平的に  
秩序づけられる。かくして、ピラミッド型の職位体系が形成されることとなる。この職位体系に労働者が配置され、  
財産および資本がその装備として配分されることによって、肢体経営の複合体としての独立派生経営の構造が現われ  
る。この構造において、経営者ないし企業者の管理の下に、統一的に各肢体経営において労働がなされることによっ  
て、経営過程が営なまれ、価値循環が生ずるのである。

独立派生経営の構造は、財産・資本および労働というその要素の相互関係としてだけでなく、その各々の内部関係の中にも認められる。このような見地から、ニックリッシュは財産および資本について、工業・商業および銀行業の若干の独立派生経営について、その構造(Aufbau)の実際の姿を統計資料によって示しているとともに、その最適構造の問題を静態的価値関係の問題として論じている。また、労働については、小売商業・銀行業・醸造業および運送業の独立派生経営について、そこに実際に現われている職種の展望を行つて<sup>(6)</sup>いる。

「静態的価値関係」においては、統一的に拘束されている運動の中にある値の間を支配している均衡関係が問題にされるのであって、単に数学的ないし物理的な等量関係が問題にされるのではない。また最適価値関係という場合には、独立派生経営にとって好都合な価値関係、すなわちそれが統一体として存続しかつ作用することができるような肢体と統一体との関係としての価値関係が問題にされる。そして、このような意味での最適な「静態的価値関係」の問題として、財産および資本の各々の内部構造の問題と両者の対応関係の問題が取上げられているのである。その場合、ニックリッシュは、価値関係の測定が行なわれうるためには、それに先立って個々の価値自体の大きさが確定していなければならないことから、まず個々の価値自体の大きさの確定に関して従来役割を果してきている三つの原則の検討を行う。「実現原則」(das Realisationsprinzip)、「時価原則」(das Tageswertprinzip)、「および」「低価原則」(das Niederwertprinzip)がそれである。「実現原則」は、未実現の利潤ないし損失の排除を志向する。このことから仕入価値(Anschaffungswert)で評価すべきことの要求がなされる。この原則は投下された資本の名目額の維持を志向している。「時価原則」の場合には、評価は評価の行なわれる時点の客観的調達価値でなされる。その結果、

「……販売の日において旧来の財と同一同量の財を再購入することができるために必要とされる利潤は、販売された給付の費消の充当分とみなされる」(S. 419) こととなる。そこで、実現原則による評価の場合の実現された利潤ないし損失は、売上高と費消の時価評価額との差額および時価評価額と仕入価値による評価額との差額の二つの部分に区分されうるが、時価原則の場合には、このうち、時価と「……仕入価値との差額は損益計算書 (Gewinn- und Verlustrechnung) から未実現の利潤ないし損失として遠ざけられる」こととなるのであり、時価原則の場合の利潤の大きさは実現原則の場合の利潤の大きさと、時価と仕入価値とが異った大きさをとる場合には異なることとなる。そして、このことに関してニククリッシュは、時価原則による場合には「利潤は見せかけのもの (Schein) となる」(S. 419) という見解を表明している。この原則は、価格変動時においても売上げられたものと同一同量の財産が貨幣手段の追加なしで調達されるべきであるという意味での実体 (Substanz) の維持を志向している。「低価原則」は仕入価値と時価のうち低い方の価値を評価の基準とする。従って、この場合には未実現の利潤は計上されないが、時価が仕入価値よりも下回る場合には、両者の差額は未実現であっても費消として計上される。この原則においても名目資本額の維持が志向されている。ただし、評価しうる最高額が仕入価値に求められているからである。ただ、ここでは資本の維持は、未実現損失の計上という損失調整と結びついているので、実現原則の場合よりも一層確実であると考えられている。

以上がニククリッシュの三つの評価原則に対する解釈である。それでは、そのうちのどれが独立派生経営における財産評価の原則として適当であろうか。ニククリッシュは、まず財産の維持も資本の維持もともに経営の維持を志向

しているものであると解する。両者は、この点では軌を一にしているのであるが、その着手点 (Angriffpunkt) は異っている。かれは、実体の維持は経済が自己を規制するために必要とする弾力性を失なわせるものであり、そのために経済に混乱を惹起するものであると考え、それゆえに経常時においては資本の維持が志向されなければならないとし、時価原則を非経常的のみ採用されるべきものと考える。この場合、低価原則は、上述のように未実現損失の計上という損失調整機構をとまなっているので、実現原則よりも資本の維持を一層確実にする。かくして、低価原則が独立派生経営における財産評価の原則をなすものとされるのである。以上のような財産評価原則に関するニックリッシュの論述に関しては、財産評価原則が独立派生経営における静態的価値関係の確認のための前提として論じられていることが注意されるべきであろう。この点について、シェンブルーク (F. Schönpflug) は、それが評価理論を経営経済的価値問題の中に正しく位置づけていることを指摘して高く評価している<sup>(8)</sup>。また、そこにおいて経営維持への志向が窺知され、かつそれが名目資本の維持という形をとっていることも注意されるべきであろう。その理由は、実体の維持が経済から自己を規制するに必要な弾力性を消失させることに求められていた。このことの意味は、経済には欲望の変化・技術の発展等の経済外的要因の影響に対する適応が要求され、この適応は独立分業経営の経済においては市場における価格の変化を媒介として自動的に達成されることが期待されているが、実体の維持が志向される場合には、このような適応が十分に行なわれえないということであると解される。

以上のような評価原則によって個々の財産部分の価値が確定された後で、静態的価値関係の問題として、資本および財産の各々の内部関係および両者の相互関係における最適構造が考察される。資本の最適構造の問題としては出資

資本と信用資本の関係ならびに積立金およびその他の出資資本と総資本との関係が取上げられている。出資資本と信用資本との関係は、調達された資本が投下されるべき目的と調達を行う独立派生経営および資本市場の状況とに依存する。前者は、財産との対応関係からの規制であるので後述する。後者は独立派生経営の総資本の利潤性と信用資本の利率との関係の中に表現される。両者間の差異がプラスであれば、それが大きくなる程信用資本吸引傾向がそれだけ強くなる<sup>(9)</sup>。この場合には「出資資本のために獲得されることが出来る利得 (Rente) は、より大きい」(S. 30)からである<sup>(10)</sup>。このような信用資本吸引傾向に抑制的に作用するのが前者からの影響である。積立金およびその他の出資資本部分と総資本との関係は、損失補填のための準備の問題として論じられている<sup>(11)</sup>。その場合、ニックリッシュは損失の発生は危険の実現であり、この危険は独立派生経営の資本がその活動に投下されていることから生じているという考えを基礎にして、二つの可能な関係を導びいている。第一は、積立金が経営活動に投下されている資本を平等に保証する (sichern) べきであることから、積立金は保証されるべき資本部分と一对一の関係に置かれるべきであるという主張である。この場合には、積立金は総資本の五〇パーセントに達するまで設定されることとなる。第二は、信用資本を保証するものが出資資本であって、後者は出資者の払込資本金とそれを保証するべき積立金から成るとする。この場合には借入資本と出資資本が一对一の関係に置かれ、後者の二分の一が積立金によって占められるべきであるとするのであるから、積立金は総資本の二五パーセントに達するまで設定されることとなる。かれは、これら二つの考え方を列挙するのみであって、そのいづれが妥当であるかについては論及していない。だが、積立金が資本の維持のための損失補填のために設定されるというかれの考え方からすれば、積立金はそれを除いた総資本部分の保証

のために設定されるべきであるという第一の見解が妥当であると思われる。ただ、損失の発生の可能性を無差別に100パーセントと考え、その大きさを経営活動に投下されている資本の大きさそのものに求めていることには問題がある。

財産の最適構造の問題としては、経営基金(Betriebsfond)・遊休財産および投機財産の総財産に対する関係および予備財産・設備および循環財産の経営基金に対する関係が挙げられている。経営基金とは、独立派生経営の財産中経営目的の実現のために拘束されている部分を意味している。この拘束は、その程度から二種に区分される。第一に、経営過程の中で現実利用されている財産部分には、最高度の目的拘束性が認められる。第二に、予想される価値循環の拡大ないし混乱に対処するために保有されている財産部分には、第二次的な目的拘束性が認められる。これらの財産部分以外のものには目的拘束性は認められない。経営基金のうち、第二次的な目的拘束性を有する財産部分が予備財産(Reservermögen)とよばれている<sup>(12)</sup>。これに対して、経営基金以外の財産部分は遊休財産と投機財産とに区分される。遊休財産の保有は独立派生経営にとって資本使用の浪費であるがゆえに、この財産部分は速やかに処分されるべきである。ただ、この財産部分について将来において処分価格の値上りが予想される場合には、保有することによって得られるであろう売却益ないし免れるであろう売却損を考慮した上で処分の時期の決定がなされるべきである。処分価格の値上りを予想して保有される遊休財産は投機財産の性格を持つ。投機財産は景気変動等による価値の値上りによる売却益の獲得を目的として保有される財産部分である。これらの財産部分の保有は、経営の目的と関係を持たないので、経営にとって望ましいものではないと解される。かくして、経営基金・遊休財産および投機財

産の総財産に対する関係においては、総財産が専ら経営基金から成る状態が望ましいと解することができるであろう。次に、経営基金の構成の問題ないし予備財産・設備および循環財産の経営基金に対する関係の問題に関しては、まず上述の三者のうち、設備および循環財産は経営基金中予備財産以外のものすべてを含むものであると解される。<sup>(13)</sup>従って、両者は第一次的目的拘束性を持つものであり、他方、予備財産は設備に対応する部分と循環財産に対応する部分から成るものと解される。従って、ここで問われている財産の最適構造の問題は、最高の目的拘束性に服する財産の中での設備と循環財産との関係の問題と最高の目的拘束性に服する財産部分と第二次的目的拘束性に服する財産部分との関係の問題に肢体化されるであろう。前者は、独立派生経営の価値循環および経営給付の特徴によって規定される。すなわち、所要資本量の確定の場合と同様、予定されている経営給付の量を給付することができる経営設備の觀念およびその運営に必要な循環財産の觀念から、設備と循環財産の最適な大きさが導びき出される。そして、これに対応する予備財産の大きさは、予想される操業変動にもとづいて決定されるところの保持されるべき生産能力余剰に見合った経営設備および循環財産から導びかれるであろう。

資本と財産の対応関係における最適構造の問題は、財務循環の保全という見地から論じられている。財務循環の混乱ないし中断が防止されるべきであるならば、信用資本の返済のために支払能力が維持されなければならない。支払能力は、財産の流動性と支払義務の大きさに依存している。それゆえ、支払能力の表現は循環財産と短期信用資本との関係で測定された「流動性の程度」(der Grad der Liquidität)に求められる。この場合、信用資本の期間は満期日との関係から一義的に確定されるが、財産については個々の財産の流動性は必ずしも一義的でない。そこで、ニッ

クリッシェは、一応の目安として循環財産の流動性をいくつかの等級に区分し<sup>(14)</sup>、これらの等級に区分された循環財産と期間の長短に応じていくつかに区分された信用資本との対比を行うことによって流動性の程度の測定を精密化を行っている<sup>(15)</sup>。

さて、最適な価値関係は「独立派生経営にとって好都合な」価値関係であるとされている。だが、これまでの考察から分るように、「独立派生経営にとって好都合な」ということの意味は必ずしも一義的ないし明瞭であるとはいえない。資本の構造においては、それは資本費用の節約・財務循環の保全および資本の保全のことであるかのごとくであり、財産の構造においては、それは資本の節約および給付価値循環の保全のことであるかのごとくであり、また資本と財産との対応関係の問題においては財務循環の保全のことであるかのごとくであった。だが、これらの諸要求の中には相互に矛盾しているものが見出される。そして、このことはニックリッシェ自身の認めているところでもある。すなわち、かれは第一に資本の最適構造について総資本利潤率が信用資本利率よりも高い場合には、資本の構造は一方における資本費用の節約からの信用資本吸引的傾向と他方における財務循環の保全からの反対の傾向によって然るべく決定されるべきであるとしており、第二に財産の最適構造の問題において経営基金の大きさは一方における資本の節約からの経営基金縮小化の傾向と他方における給付価値循環の保全からの経営基金増大化の傾向とによって然るべく決定されるべきであるとしているのである。さらに、われわれは次のことを指摘することができるであろう。

第一に、損失補填のための積立金は経営過程に投下されている資本部分に生じうる損失の補填のためのものであるから、その体現物は少くとも第一次的拘束性に服する財産部分ではありえないであろう。そこで、もしこの積立金の体

現物が予備財産に求められるべきであると解することができるならば、予備財産は一方において損失補填積立金を介して資本の保全の要求によって規定されるとともに他方において給付価値循環の保全の要求によっても規定されているのであって、両方の要求が財産構造を矛盾なく一義的に決定することの保証はないであろう。また、積立金が遊休財産および投機財産を体現物とすると解することができるならば、この積立金の設定自体が財産構造における遊休財産および投機財産の排除の要求と矛盾する。第二に、財務循環の保全の要求から導びかれる流動性の程度への配慮は財産構造への規定要因でもあるが、他方において財産構造はこれと異った要求によっても規定されているのであるから、その一義的な決定が保証されているとは解しえない。

以上のように、相互に矛盾しているあるいは矛盾しうる種々の要求が「独立派生経営にとって好都合な」価値関係の規定要因として挙げられるかぎり、独立派生経営の最適価値関係の問題を一義的に解決することはできない。それが解決されるためには、これらの諸規定要因がより高次の統一的な原理によって調整されなければならないであろう。だが、ニックリッシュにおいては、そのような試みは何らなされていないのである。

(1) Vgl. G. Volker, Heinrich Nicklisch, Grundzüge seiner Lehre, Sammlung Poeschel Rothe VII Band 1, Stuttgart 1961, S. 77.

(2) H. Nicklisch, Der Betriebsprozess und die Wertumläufe in der Wirtschaft, in Z. f. Hw. u. Hp., 20. Jahrg., 1927, S. 121.

(3) 労働は労働力の作用によって生み出される給付であるから、両者は同一ではない。時点的考察において捉えられる経営要

素として、財産および資本に並記されるべきものは、労働ではなくして、労働の源泉である労働力であると解せられる。だが、ここではニックリッシェに従って労働を経営要素としておく。

(4) Vgl. H. Nickisch, Grundfragen für die Betriebswirtschaft, Stuttgart 1928, S. 46.

(5) H. Nickisch, a. a. O., S. 15.

(6) 以上は *Handbuch der Betriebswirtschaft*, H. Nickisch, Die Betriebswirtschaft, SS. 189—196, SS. 234—240, S. 309 u.

SS. 322—410.

(7) 以上の論述においては「未実現」(nicht realisierte) という概念は二つの意味において用いられていると解される。すなわち実現原則および低価原則との関連において述べられている「未実現の利潤ないし損失」は期末財産有高に対する評価益ないし評価損を意味している。これに対して時価原則との関連において述べられているそれは、実体の維持のために必要とされる資本額と名目資本との差額がプラスの場合にはこの差額を充当するべきものとして独立派生経営内に留保されるべき利潤部分を、またマイナスの場合には名目資本のうち実体維持のために必要でない部分に相当する費消部分を表わしている。

(8) 「これまで経営経済の文献において貸借対照表論の地盤から種々の評価理論が展開されてきている。ニックリッシェは、それを、たとへ非常に大切ではあるとしても特定の特殊事例の目的設定の緊密な拘束から解放し、そして経営経済をあらゆる部分において統一的に支配しているところの重要な価値問題との関連において表示している。人はかつて貸借対照表の目的から一般的な経営目的を構成しようとして試みたが、ニックリッシェは今や逆の道を進む。すなわち、かれは貸借対照表を重要な経営経済的価値問題の枠内において取扱うことによって、経営の一般的目的を貸借対照表の目的に対して決定的なものとしてい<sup>9</sup>」(F. Schönflug, Betriebswirtschaftslehre, Methoden und Hauptströmungen, 2. erweiterte Auflage von "Das Methodenproblem in der Einzelwirtschaftslehre", Stuttgart 1954, SS. 189—190.)

(9) Vgl. K. Schmaltz, Die Erforschung der Wertumlaufprobleme des Betriebes durch Nicklisch, in Die Betriebswirtschaft, 29. Jahrg., 1936, S. 164.

(10) 注意するべきは、後述するように独立派生経営の生活は出資資本提供者の利得の増大のためにのみ営まれていたのではけつてないということである。ここで「出資資本のために獲得されることが出来る利得」の増大が資本吸引的傾向の根拠となりうるのは、そのような利得の増大が経営付加価値(後述)の増大を介してのみ可能であり、それゆえに経営付加価値の増大が前提されているからであると解することができるであろう。

(11) 後述するように、一般に積立金設定の目的としては独立派生経営の拡張のための資金形成および損失補填が挙げられるが、ニックリッシュの重視するのは前者であつて後者についてはそれが市場機構を媒介とした自動調節機構の発動を回避するものであるとして否定的見解を抱いているものと解される。(Vgl. H. Nicklisch, a. a. O., S. 562.)

(12) このような関係は、例えば原材料の在庫管理における恒常有高(Eiserner Bestand)との関係において具体的に示される。原材料の在庫管理においては、有高の過多から生ずる資本の不能率な利用が防がなければならないとともに、過少から循環の中断が生ずることのないように配慮されなければならない。そこで、後者への配慮から最低在庫量が決定されるとともに、前者への配慮から一回当りの最適注文量を介して最高在庫量が決定される。(Vgl. H. Nicklisch, a. a. O., Ss. 451-455.)この場合、最高在庫量の範囲内で保有されている有高においては目的拘束性を認めることができ、この有高は経営基金を構成するであろう。そして、この有高のうち最低在庫量に相当する部分は予備財産を構成するのである。

(13) 前述のように独立派生経営の財産は価値循環への参加の態様から使用財産・減価財産および循環財産に区分せられる。従つて、ここでの設備は使用財産と減価財産とを包含しているものと解せられる。

(14) 例えば、工業経営の循環財産については四つの等級が区分されている。各等級に属する財産部分は次の通りである。

(Vgl. H. Nicklisch, a. a. O., S. 461.)

第一の等級 現金・預金

第二の等級 手形・有価証券・売掛金

第三の等級 製品

第四の等級 原材料

(15) 以上は主として下記による。  
H. Nicklisch, a. a. O., SS. 411-506.

#### 四 「独立派生経営」の過程

本節では独立派生経営の過程について考察する。独立派生経営の過程は「付加価値獲得過程」(Der Prozeß der Ertragszielung)と「付加価値分配過程」(der Prozeß der Ertragsverteilung)に肢体化される。前者において獲得された経営付加価値が参加者に分配される過程が後者である。

まず、付加価値獲得過程について考察する。この過程は、さらに調達・生産および販売の各過程に細分される。調達過程については、前節において経営構造の形成の問題に関連してすでに論及されている。この調達過程においては経営の生活にとって必要な財産・資本および労働が、まず調達される。このことによって、財産価値・資本使用の価値および労働給付の価値の流入と対応価値としての貨幣の流出が生ずる。資本調達が信用資本ないし出資資本の受入れの形で行なわれることは既述の通りである。財産価値・信用資本の使用の価値および他の独立派生経営からの用役

「独立派生経営」に関する一考察

給付の価値は外部価値 (Fremdwert) という名称の下で包括される。

調達された諸価値は生産過程に投入される。生産過程は、一定種類の適性を持つ価値の費消によって、他種の適性を持つ価値を生み出す過程であるといふことができる。生産のために費消された価値の合計額が生産物の費消価値を形成する。費消の様子は費消される価値の種類によって異なる。財産価値の費消に関しては、ある価値は一回限りの過程によってその抽象的価値額のすべてを失ない、それが生産物の価値の中へ移転する。このような過程は事前消耗 (Vorverbrauch) と呼ばれる。この場合、事前消耗された価値の体現物が生産物の中にとり入れられ、生産物価値の体現物を構成することもあれば、価値のみの移転が生ずるにすぎない場合もある。前者は原材料の場合であり、後者は補助材料の場合である。他のある価値は、一回限りの過程によってはその総価値を費消されることなく、一連の過程の経過の後にその総価値を費消される。個々の過程にはこの総価値の配分が行なわれる。このような価値は既述の償却財産にはかならない。さらに他の価値は専ら使用されるのみである。この価値の使用に際しては、これを体現している財産部分の資本の使用の価値のみが費消されるにすぎない。なお、労働の価値および他の独立派生経営から入手した用役給付の価値の費消は、給付されると同時に生ずる。すなわち、一回の過程において、そのとき給付されたすべての価値が生産物に移転する。それゆえに、これらの価値も事前消耗されると解することができるであろう。同様に、資本の使用の価値も各過程においてその間に給付されているすべての価値が費消される。だが、この場合には事前消耗されるとはよばれず、使用自体が使用による価値の費消の過程を表すものとされている。かくして、費消の過程は、事前消耗・減価および使用から成るとされるのである。なお、このような費消が生産過程のみならず、調達

過程および後述の販売過程においても生ずることは言うまでもない。生産過程を経て完成製品としての生産物が生産されるのであるが、なお生産過程の途中にあるものは仕掛品 (Halbabrikat) とよばれる。

完成製品は販売過程において、生産物市場を介して他経営に販売される。販売によって製品の流出と対応価値としての貨幣の流入が生ずる。流入した抽象的価値額が売上高 (Erlös) である。売上高は製品の費消価値の対応価値である。

さて、付加価値獲得過程において生ずる各種価値の費消を、ニックリッシュは自経営の構成員の給付価値の費消すなわち出資資本の使用の価値 (出資資本利子) および労働給付の費消価値 (賃金・俸給および企業者賃金) とその他の価値費消とに区分する。前者は「経営給付」(Betriebsleistung) とよばれている。また後者は外部価値費消と名づけられるであろう。さて、売上高から外部価値費消を差し引いた残額は「経営付加価値」(Betriebsertag, Ertrag des Betriebes) とよばれる。経営付加価値は、独立派生経営の構成員によって生み出された経営給付の対応価値であり、独立派生経営の構成員に帰属するものとされている。そして、付加価値獲得過程は、この経営付加価値の獲得を目的として営まれているのである。ところで、一定期間において獲得された経営付加価値額の確認が行なわれるとき、次のことが注意されるべきである。すなわち、一定期間において販売された製品がその期間に完成した製品であるとは必ずしもいえない。一方において、前期より繰越された製品の販売が行なわれうるし、他方においてその期の製品の一部分が翌期へ繰越されうるからである。そこで、ニックリッシュは経営付加価値の算定の基礎となる売上高をその期の費消額に対応するように計算するべきであるとする。すなわち、第一に当該期間に生じた費消中販売された製

品の費消価値を形成していない部分、したがって仕掛品および未売却完成製品についても売上高が見積りによって計上されなければならぬ。見積りは費消価値によって行なわれる。第二に当該期間に実際に販売されたものであっても、前期以前に完成した製品の売却代金については、そこからすでに前期以前の売上高に含められている金額（その費消価値）を控除した金額が当期の売上高として計上されなければならない。換言すれば、経営付加価値の算定においては、費消価値と売上高の対応計算において、当該期間に生じた売上高に対応する費消が算定されて両者の対応計算が行なわれるのではなくて、当該期間に発生した費消に対応する売上高が算定されて両者の対応計算が行なわれるのである。なお、経営付加価値の額と経営給付の額は通常一致しない。両者の差額は「期間利潤」(Periodengewinn)（ないし損失。以下同じ。）とよばれる。ところで、上述のようにして確定された経営付加価値額は、直ちに構成員への分配可能額となるのではない。独立派生経営によって取得ないし負担されるべきであるにも拘らず、その発生が独立派生経営の目的ないし活動と関係しないために、上述の経営付加価値の計算に含められえない利潤ないし損失が生じうるからである。このような損益は「その他の源泉からの損益」(S. 609)とよばれている。分配可能額は経営付加価値額にこの損益を加減した金額に求められる。なお、期間利潤にこの損益を加減したものを分配可能利潤（ないし損失。以下同じ。）とよぶことにする。以上の論述において示された経営付加価値および分配可能利潤の算定方法を勘定形式によって示すと次のようになるであろう。<sup>(1)</sup>

ところで、独立派生経営の内部価値循環においては「維持の法則」が支配していることは、前述のとおりである。「維持の法則」の意味するところは、給付価値循環において「収入は少くとも支出に等しいか、またはそれより大き

外部価値費消	×××	売上高	×××
信用資本利子	×××	期中総売上高	×××
財産価値費消	×××	(差引)前期 既計売上高	-)×××
外部用役費消	×××	当期未売却 生産物価値	×××
経営付加価値	×××		
	×××		×××
経営給付	×××	経営付加価値	×××
賃金・俸給	×××		
企業者賃金	×××		
出資資本利子	×××		
期間利潤	×××		
	×××		×××
その他の源泉からの損失	×××	期間利潤	×××
分配可能利潤	×××	その他の源泉からの利潤	×××
	×××		×××

くなければならぬ」ということであった。だが、本節の経営過程の考察においては、収入は売上高（これには、その他の源泉からの利潤をも含む。以下同じ。）に、支出は総費消（これには、その他の源泉からの損失をも含む。以下同じ。）に置き換えられるべきであろう。ただし、前節の給付価値循環の図式においては、収入は貨幣流入額ではなくて抽象的価値の増加額を、支出は貨幣流出額ではなくて抽象的価値の減少額を意味していたのであるから、収入は売上高とまた支出は総費消と同一の内容を持つものと解されることとなるからである。従って、ここでは「維持の法則」は分配可能利潤の獲得を要求しているものと解しうる。ただし、

$$\begin{aligned} \text{売上高} - \text{総費消} &= (\text{売上高} - \text{外部価値費消}) - (\text{総費消} - \text{外部価値費消}) \\ &= (\text{経営付加価値} - \text{経営給付}) + \text{その他の源泉からの損失} \\ &= \text{期間利潤} + \text{その他の源泉からの損失} \\ &= \text{分配可能利潤} \end{aligned}$$

だが、ニックリッシュにおいては、分配可能利潤それ自体が問題であるのではなく、利潤は、それが経営付加価値の一部分、すなわ

ち分配可能な構成部分であり、そして、その獲得によって経営付加価値の増大が期待されるというかぎりにおいての問題とされるにすぎないのである。ただし、独立派生経営にとっての結果 (Ergebnis) は経営付加価値であつて、「利潤は、付加価値の一部分が事前に分配されたことよつて生じた付加価値の残余部分である」(S. 535) にすぎないとされているのである。かくして、付加価値獲得過程は、経営付加価値の増大を志向して合理的に形成されなければならぬ。

付加価値獲得過程の合理的形成の問題においては、労働の肢体化 (Arbeitsgliederung)、労働方法の標準化および機械化、製品の單純化 (Typung)、部品の規格化 (Normung) が取り上げられるべきであろう。もとよりこれらの諸施策は相互に関連して実施される。労働の肢体化は、「個々人が職務活動の一部分に限定されており、また相関連している一連の能力の發揮のみをつねに目的根拠に提供しており、しかもこれを絶えず繰返し、つねに同じことをしているときには、人間はその行為の能率を著るしく増進させることができる」(S. 242) という認識に基礎づけられている。労働の肢体化によつて、各職位に割当てられる労働職分は製品の全製造工程のうちの微少部分に限定されることとなり、製品はその完成までの間に種々の作業場所における種々の労働者による種々の労働を必要とすることとなる。この場合、独立派生経営における労働職分全体の合理的分割による労働過程の合理的形成のためには、労働過程において労働方法および労働条件が統一されるべきである。ただし、同一の労働職分の遂行においても、異つた労働方法および労働条件の下では、異つた労働給付が要求されるからである。労働方法の統一は、その改善を可能にする。統一の水準が漸次高水準に求められ、やがて最良の方法に求められることとなるからである。労働方法の統一および改善

によって、労働方法は画一化・単純化する。画一化・単純化した労働は一層容易に機械に代位されうるであろう。

製品の単純化は、標準品 (Typen) の形成によって製品の品目数の削減を図ることである。製品の単純化によって、一品目当りの生産量の増大が期待される。部品の規格化は、部品の寸法を統一し、その品種数の削減を図ることである。その目標は、できるだけ少品種の寸法の統一された標準部品で標準品の生産を行うところにある。製品の単純化および部品の規格化は労働過程を簡素化し、その合理化を促進させる。

以上のように、付加価値獲得過程の合理化は、労働の肢体化、その方法の統一化および機械化の促進によって推進される。このような事態は、労働職分の担当者である労働者層にいかなる影響を及ぼすであろうか。ニックリッシュは、それが独立派生経営における「生産的気分」(die produktive Stimmung) および「統一性」(Einheitlichkeit) を阻害することを強く主張する。すなわち、労働職分の肢体化の進展とともに、第一に、職位階層が増大することから、下位職位の担当者である労働者層が、経営全体を配慮するという意味において経営全体に直接に接している最上位職位から益々遠ざかるという意味において、独立派生経営の全体から益々遠ざかるにいたる。第二に、個々の労働者の製品の全製造工程に対する関与の範囲が益々狭くなり、労働者は製品の全体から益々遠ざかることとなり、労働者の製品に対する愛着心が失なわれていく。第三に、個々の労働者は、肢体化され、割当てられた労働職分を指定された方法通りに遂行するにすぎず、労働者は指定された方法の通りに動く肉体的な力としてのみ労働過程に参加することができにすぎない。そして、指定された方法は最良の方法であり、従って最も無駄のない動作を要求する。このような事態の下では、労働者もはや機械の一部分であるかの感を抱くにいたる。第四に、独立派生経営における労働

過程の合理化の進展につれて、労働者の関心は、専ら割り当てられた労働職分を、指定された方法で、できるだけ早く遂行することに向けられることとなるため、担当している肢体職分の経営職分全体に対する関連を見失ない、その意義を見出すことができなくなるにいたる。以上のような諸事態は、労働者からその給付意欲を奪い、労働過程における生産的気分を阻害するとともに、独立派生経営の統一性に対しても阻止的な作用を及ぼすにいたるのである。<sup>(2)</sup>

そこで、このような事態に対処するために、ニックリッシュは「企業（独立派生経営の意。以下同じ。―佐藤）を共同体として再形成すること」(S. 245)、「共同体の理念」(die Idee der Gemeinschaft) (S. 295)を強化すること、あるいは「共同体の原理」(die Prinzipien der Gemeinschaft) (S. 250)を尊重することを主張している。われわれは、このような主張を「共同体化」とよぶことにする。「共同体化」は、現実の独立派生経営を経営共同体に接近せしめ、ついに経営共同体そのものとすることであると解される。そこで、以下においてはニックリッシュの経営共同体に関する論述を検討することにする。<sup>(3)</sup>

ニックリッシュによれば、経営共同体は共通の目的の達成のために協働する人間集団である。<sup>(4)</sup> 共通の目的は経営共同体の構成員の全員によって承認され、その結果、かれらによって自ら設定したものと感じられているのである。このような状態にある構成員は、経営共同体の協働過程への参加において、自由を感じており、このことが協働過程における生産的気分の基本的前提をなす。<sup>(5)</sup> 換言すれば、経営共同体においては、構成員が自主的に個人目的の達成のために活動をなすことそのことが、同時に経営共同体の目的達成のための活動をなすことになるという関係が成立していると解せられるのである。このような関係の成立が可能な根拠は人間の本性に求められる。人間は最深奥の意識す

なわち直接的自己意識あるいは良心 (Gewissen) において、自らをそれ自体完結した全体 (個別人格) であると同時により大きな全体 (人類) の肢体であることを意識している<sup>(6)</sup>。すなわち、人間は自らを個別性 (Einzelheit) と肢體性 (Gliederhaft) とを同時に持つ二重性格的存在として意識している。そして、この肢體性を媒介として、人間により大きな全体に対する一体化 (Einung) および肢體化 (Gliederung) の傾向が与えられる。この傾向が、人間にとって経営共同体の形成が可能となる根拠をなす。ただし、人間は、一体化的ならびに肢體化的に作用することによって、経営共同体を形成するからである<sup>(7)</sup>。

さて、ニックリッシュによれば、経営共同体とその構成員の間には二種の関係がある。その第一は、経営共同体の目的達成のための活動においては、全体職分が肢體職分に分割され、構成員に割当てられることから生じている。全体職分の分割は水平的かつ垂直的に行なわれるので、経営共同体において肢體職分の依存関係の房が生ずる。このような依存関係においては、最下位肢體は、経営共同体全体の統一について配慮する最上位の肢體とは、介在する各階層の肢體を媒介とすることなしには接することができない。そこで、ニックリッシュはこのような関係を経営共同体と構成員の間接的關係と呼んでいる。間接的關係は、経営共同体における肢體化的形成方向に対応する。その第二は、職分体系とは別個に、従って協働過程の外で、経営共同体と構成員との間に作り出されている直接的な関係である。直接的關係は経営共同体における一体化的<sup>(8)</sup>形成方向に対応する。

さて、目的達成のための活動の合理化は労働の肢體化原理に指導されなければならないから、間接的關係において肢體化の進展は不可避である。そして、経営共同体が経営共同体として維持されつづけるためには、そのような間接

的關係における肢体化の進展に対応した直接的關係における一体化の促進が必要となる。けだし、両者の均衡した進展において、人間の本質に関する構成員の意識が維持され、共同体の成立が保証されうるからである。

以上が、ニックリッシュの主張する経営共同体の概要である。独立派生経営をこのような経営共同体に再形成しようとするのが、その「共同体化」であった。その場合、かれは独立派生経営の労働過程の中に独立派生経営とその構成員との間接的關係を見出す。ここでは、各労働者はピラミッド型の職位体系の中に配置され、職分の分化の進展とともにとりわけ下層職位に配置されている労働者の経営全体との一体感が稀薄化し、従って肢体化が進展すると考えるからである。そこで、かれは独立派生経営の「共同体化」のためには労働過程の外で経営と構成員との直接的な關係を作り出し、そこにおいて一体化を促進させなければならないと考えるのである。このような意味での「共同体化」の施策をかれの論述の中から拾い出せば、次のとおりである。

- (1) 共同決定の理念を実現するべき機関としての経営協議会の推進
- (2) 福利厚生施設の拡充
- (3) 経営の肢体化および肢体職位の職能 (Funktion) および関連等に関する講演
- (4) 労働時間および賃金・俸給の決定において労働者の生活が十分保証されるよう配慮すること

このような諸施策の検討は次節において行なわれる。

次に、付加価値分配過程について考察する。経営付加価値は独立派生経営の構成員および独立派生経営自体に分配される。独立派生経営の構成員は労働給付提供者および出資資本提供者から成る。前者は経営者ないし企業者および

労働者から成り、後者は企業者ないし支配者およびその他の出資者から成る。経営付加価値の分配は二段階に分けて行なわれると解される。労働給付および出資資本の使用の価値の費消計上がその第一段階をなす。このとき、労働給付提供者には費消計上額に見合った貨幣が賃金・俸給および企業者賃金として支払われる。他方、このような支払は出資資本提供者に対してはなされない。第二段階は、分配可能利潤が生じている場合に、独立派生経営自体ならびに全構成員に対して行なわれるその分配である。この場合には、労働給付提供者に対しては利潤分配額が支払われ、出資資本提供者に対してはその給付の費消計上額と利潤分配額の合計額が配当として支払われることになる。独立派生経営自体への分配額は、積立金として経営内に留保される。損失が発生した場合には、利潤分配は行なわれない。その場合、これまでに設定された積立金の取崩しによって損失が補填されたときには、出資資本提供者に費消計上額に見合った配当が支払われる。損失の補填のために積立金が不足する場合には、労働給付提供者はこの損失の負担をなす必要はないが、出資資本提供者は損失を負担しなければならない。すなわち出資資本提供者は、出資資本の使用の費消計上額から損失を差引いた金額のみを配当として受取ることができるのである。このような関係をニックリッシュは、労働給付提供者の利潤参加は有限責任 (eine beschränkte Haftung) であるが、出資資本提供者のそれは無限責任 (eine unbeschränkte Haftung) であるとして特徴づけている。

利潤の留保による積立金設定の目的は、一般に二種に大別される。その一つは損失補填であり、他は独立派生経営の拡張のための資金の形成である。このうち後者の目的のための積立金の設定に関しては、ニックリッシュは否定的見解を抱いているように思われる。ただし、かれは次のように述べているからである。「これ(財務目的のための積立金

の設定—佐藤）はきわめて困難な性質のものである。というのは、一般に行なわれているそのような留保は市場の混乱を招来するに相違ないからである。経営付加価値の本来の通路は有資格者 (die Berechtigten) を経て市場に到り、そしてそこから多様な交錯を介して経営へ帰ってくるのである。これに反して、利潤の留保は、ともあれ短縮を意味している。」(SS. 561—562) 他方において、損失補填のための積立金の設定は、かれによって推奨されている。この積立金は経営の維持との関連において捉えられるべきである。ニックリッシュによれば、独立派生経営は「維持せられんと欲しているのであり、このことから利潤に対する要求……が生じている……」(S. 282) のである。このような積立金の持つ意義については、次節において検討する。

ところで、経営付加価値の分配は公正に行なわれなければならない。けだし、公正な分配は、一方においては独立派生経営の統一を保証するとともに、他方において有利な市場の形成のための一因をなすからである。さて、公正であること (Gerechtigkeit) とは何を意味するのであろうか。ニックリッシュは言う。「公正賃金 (gerechter Lohn) という表現は、賃金を付加価値分配額として、しかも給付された価値との関係において正しい測定が行なわれるべき額として特質づけている」(S. 267) と。この命題は経営者ないし企業者および出資者に対する分配額についても妥当するであろう。また、総体としての経営構成員の給付の対応価値が、それによって得られた経営付加価値に求められることも明らかである。問題は総体としての給付の対応価値に対する個々人の持分の決定がいかに行なわれるべきかということである。この関連において、独立派生経営自体が利潤分配に参加するものとされていること、ならびに分配可能な付加価値額が経営付加価値そのものではなく、これにその他の源泉からの損益を加減したものに求められて

いることが、併せて検討されるべきであらう。

第一に、各構成員への分配可能付加価値の公正な分配額の方法について考察する。この問題については、ニックスは、分配可能付加価値を統一的見地から一定の基準に従って構成員各人に分配することを試みるのではなくて、労働給付の費消計上額である賃金・俸給および資本使用の費消計上額である出資資本利子の大きさについて個別的に論じているとともに、前述のように、設定されるべき積立金の大きさについて示唆を与えているにすぎない。そこで、これらについて順次検討することにする。賃金・俸給の問題は公正賃金の決定方法の問題として論じられている。労働者への分配額の決定は公正でなければならない。公正であることの意味は、前述のように、分配額が給付に対応したものであることに求められている。ところが、通常賃金・俸給は、その給付の対応価値の確定に先立って支払われる。そこで、労働者への公正な分配額の確定の問題は、給付対応価値の前払額としての賃金・俸給の大きさの決定の問題と給付対応価値の確定時における賃金・俸給の修正ないし利潤分配の問題に区分して考察されることになる。第一の問題に関しては、ニックスは賃金・俸給に、その上限および下限を設定している。賃金・俸給に上限および下限が定められているのは「企業の窮乏がその中で働いている人々に対する脅威であるのと同様に労働者の窮乏は企業の脅威である」(S. 270) ことによる。すなわち、賃金支払額が独立派生経営の支払能力を越えると独立派生経営の窮乏が生じ、独立派生経営の窮乏は労働者の窮乏へと導びくし、また賃金支払額が労働者の最低生活費を下回れば労働者の窮乏が生じ、このような状態においては、労働者の「給付は少くとも継続的には不可能であるし、また、たとえ企業に高い利潤が生じうるとしても、それは経済生活および企業を傷つけないで済まない。」(S. 268)

それゆえに、賃金・俸給の上限は独立派生経営の賃金支払能力に、またその下限は労働者の最低生活費に求められる。だが、独立派生経営の賃金支払能力がいかなる大きさであるかは、ニックリッシュの明らかにするところではない。経営構成員ならびに経営自体への分配可能額が分配可能付加価値に求められていることから、わずかに次の関係式を導びき出すことができるにすぎない。

$$\text{独立派生経営の賃金支払能力} = (\text{経営付加価値} + \text{その他の源泉からの損益}) - (\text{企業者ないし経営者への拠出必要分配額} + \text{経営者への拠出必要分配額})$$

これに対して、下限としての労働者の最低生活費については、その内容が示されている。第一に、人間がその肉体的ないし生理的存続の確保のためになさなければならぬ支出、第二に、給付を可能にする特別な能力を獲得し、かつ維持するために必要な支出、とりわけ教育費・訓練費 (die Kosten der Vor- und Ausbildung)、および第三に、労働者の市民的および文化的諸関係への参加のための支出がそれである。賃金・俸給は少くともこれらの諸支出を充当するものでなければならぬと考えられているのである。このうち、第一および第三の支出の大きさは、生活水準として、歴史的・社会慣習的に規定されていると解される。また第二の支出は職種別に測定されうるであろう。ニックリッシュは、以上のような上限と下限の間に賃金・俸給の大きさが決定されるべきであるとするのである。だが、その間のどこに個々の労働者の賃金・俸給が決定されるべきであるかは、かれの明示するところではない。のみならず、そのような上限が実際に下限を上回るといふ必然性は何ら存在しないことが指摘されるべきであろう。第二の問題は、賃金・俸給の修正ないし利潤分配の問題であった。賃金・俸給の決定ないし支払が、たとえその時点において予想さ

れている獲得されうる給付の価値との関係において公正になされたとしても、その後の市場状況の予想外の変動によって、かつて予想した給付の価値と実際の給付の価値との間に喰い違いが生じ、賃金・俸給と実際の給付の価値との間に公正な対応関係が認められなくなる場合には、給付の価値の確定後に、労働給付の対応価値の修正がなされなければならない。このような修正のために、ニックリッシュは分配可能利潤の分配を主張している。<sup>(9)</sup> 分配可能利潤は、前述のように、経営構成員および独立派生経営自体に分配されるのである。だが、賃金・俸給の修正のために個々の労働者に支払われるべき公正な利潤分配額がいかにして決定されるべきかについては、ニックリッシュは何ら論及していない。それゆえに、利潤分配額をも含めた意味での個々の労働者への公正な経営付加価値分配額がいかなる大きさに決定されるべきかは依然として明らかにされてはいないのである。

出資資本の使用の費消計上額の大きさに関するニックリッシュの見解は、端的に表明されているわけではない。われわれは、かれの見解を推測することができるにすぎない。そして、そのための手掛りとしては、減価償却において利子に関係させるべきでないことの主張、総資本の利潤性の算定の際の利潤額の計算方法に関する論述および費消・売上高計算 (Aufwand- und Erlösrechnung) の例示を利用することができる。最初のものにおいては、資本の使用は「資本に対して見積られなければならない平均利子率に等しいところの最低額で見積られるであろう。」(S. 540) ということ、および「それについては信用資本に対して契約されている利子が材料を提供する」(S. 54) ことの二つが主張されている。第二の利潤額の計算方法に関する論述においては、商法上の損益計算による利潤から総資本利潤率の分子となるべき利潤を算定するための要件の一つとして「計算上の企業者資本 (出資資本の意—佐藤) ……の使用に對

する企業者（出資資本提供者の意—佐藤）の最低報酬が差し引かれるべきこと」を挙げ、その数値は「通常の (Landes-gewöhnlich) 利子率」によって算定されるべきであり、「借入資本の利子率が上昇したのと同じ関係において、自己資本（出資資本の意—佐藤）の使用に対する率も高められるべきである」(S. 56) ことが述べられている。また、費消・売上高計算の例示においては、費消計算上、出資資本の使用の価値が信用資本の使用の価値とともに費消に計上されており、その大きさは信用資本と同一の率で計算されると推定される。<sup>(10)</sup> 以上から、出資資本の使用の費消計上額は出資資本提供者への最低必要分配額という性質を持つと解しうるであろう。ただし、出資資本に対する配当がこの金額を下回ると出資資本提供者はその出資を取り止め、信用資本提供者となるであろうからである。

独立派生経営自体への利潤分配額に関しては、ニックリッシュは、獲得した利潤のうちどの位の額が積立てられるべきかという見地からではなく、独立派生経営においていかなる大きさの積立金が常時積立てられてあるべきかという見地からその見解を示しているにすぎない。この見解の内容は、前節における最適資本構造の問題の論述において既に述べられている。

以上を要するに、ニックリッシュは、経営付加価値が独立派生経営の構成員に公正に分配されるべきことを強く主張する。そして、公正な分配は各構成員の給付に応じた分配でなければならぬとする。だが、このような公正な分配がいかにして行なわれるべきかに関しては、ニックリッシュの明示するところではないと解さざるをえないのである。

第二に、利潤分配に独立派生経営自体が参加していることと関連して、その構成員と利害を異にしうるような経営自体が存在していることが確認されるべきである。ただし、ニックリッシュによると、独立派生経営の積立金の設定において、経営「付加価値を留保することの必要性は最高管理担当者 (Betriebsleitungen) によって容易に主張される。だが、その承認は、同様に容易に有資格者 (Berechtigte) によって拒否される。その結果は、参加者間の紛争 (Kämpfe zwischen den Beteiligten) である。」(S. 509) の場合、独立派生経営自体は「有資格者」でないにも拘らず分配に参加する「参加者」であるとされている。その根拠は「それ自身維持されんと欲している」ことにあると解される。しかも、独立派生経営の維持自体が有資格者の利害に反しないならば、参加者間の紛争は生じないであろうから、独立派生経営の維持は、有資格者すなわち構成員の利害と反しうるのであり、独立派生経営が「それ自体維持されんと欲している」のは必ずしも構成員の利害にもとづいていのではないと解しうることとなる。だが、このような独立派生経営の自己維持の欲求がはたしていかなる根拠にもとづいているのかは、ニックリッシュの論及するところではない。なお、独立派生経営自体の立場を代表するものは最高管理担当者であると解しうる。

第三に、分配可能付加価値が、当該期間において獲得された経営付加価値そのものではなく、これにその他の源泉からの損益を加減した金額に求められていることは、独立派生経営の自己維持の欲求の然らしめるところであると解することができるであろう。ただし、独立派生経営の自己維持の欲求から資本の維持が要求され、経営付加価値の分配はこの要求に反することなく実施されなければならないからである。

以上において、付加価値分配過程が考察された。ところで、ニックリッシュによれば、経営付加価値の獲得過程と

分配過程は相互依存関係にある。すなわち、まず付加価値分配過程は、獲得過程において獲得された経営付加価値がこの過程において分配されるという意味において後者に依存する。また獲得過程の分配過程に対する依存性は、第一に獲得過程の成果がその生産的気分に左右されるところ大であり、しかもこの生産的気分は分配過程の公正さ如何によって促進され、あるいは阻害されうること、第二に分配された経営付加価値が生産物市場における購買力を形成し、あるいは資本市場における資本供給に参加することから、分配過程が当該経営にとって有利な (günstig) 市場の形成の主要要因であることに求められている。<sup>(H)</sup>

(1) 以上は主として下記によっている。 H. Nicklisch, Die Betriebswirtschaft, SS. 94-103 u. SS. 506-560.

(2) 以上は主として下記によっている。 H. Nicklisch, a. a. O., SS. 241-267.

(3) ニックリッシュは、「経営共同体」を「共同体」(Gemeinschaft)の特殊形態として捉えている。それゆえに、かれはまず「共同体」について論じているのである。そして「共同体」に関する論述がそのまま「経営共同体」に妥当するときには、「経営共同体」に関する論述において前者をそのまま取り入れていると解しうる。そこで、本節の考察においては、「共同体」に関する論述であっても「経営共同体」に妥当すると思われるものを取り上げ、これを「経営共同体」に関する論述という形で考察することとした。

なお、ニックリッシュが「共同体」そのものを端的に論じている書物は次の書物であると解される。だが、本稿においては、この書物については考察していない。

H. Nicklisch, Der Weg Aufwärts! Organisation, Stuttgart 1920, 2. Aufl. 1922.

同書における「共同体」の本質に関しては次を参照のこと。

漢利重隆(稿)、「共同体の組織法則——ニックリッシュの共同体論について——」(滝谷善一博士還曆記念論文集第二卷、  
戦争と経営および經理——千倉書房、昭和二十年——所収)。藤津清治(稿)、「ハイリッヒ・ニックリッシュ」(「橋論  
叢第四十五巻第四号」)。藤津清治(稿)、「ニックリッシュの経営學說」(古川栄一、高宮晋編、現代の経営學說——有斐閣、昭  
和三十四年——所収)。

(4) Vgl. H. Nicklisch, Grundfragen für die Betriebswirtschaft, S. 45.

(5) Vgl. H. Nicklisch, a. a. O., S. 60.

(6) Vgl. H. Nicklisch, a. a. O., S. 49.

(7) Vgl. H. Nicklisch, a. a. O., S. 61.

(8) Vgl. H. Nicklisch, a. a. O., SS. 47-48 u. S. 61.

(9) この点については、ニックスマンは次の方法を採らなければならない(Vgl. H. Nicklisch, Die Betriebswirt-  
schaft, SS. 276-283)。「そのうち第三のものを採るべきである」。

(1) 生計費指数によるスライド

(2) 販売価格によるスライドあるいは取引利潤(Umsatzgewinn)の分配

(3) 利潤分配(分配可能利潤の分配)

分配可能利潤と取引利潤との関係は次のとおりである。(Vgl. H. Nicklisch, a. a. O., S. 710 ff.)

分配可能利潤=期間利潤±その他の源泉からの損益

期間利潤=当期発生 of 総費消価値に見合う売上高および売上見込高—当期発生 of 総費消価値

取引利潤=当期発生 of 総売上高—当期発生 of 総売上高に見合う総費消価値

「独立派生経営」に関する一考察

	(例 示 I)	(例 示 II)
期首出資資本(a)	75,000	100,000
期首信用資本(b)	25,000	30,000
総 資 本	100,000	130,000
総資本の使用の費 消価値(c)	5,000	6,500
一) 信用資本の使 用の費消価値(d)	1,250	1,500
出資資本の使用の 費消価値(e)=(c)- (d)	3,750	5,000
(上記の数値より)		
信用資本利率 $\frac{(d)}{(b)}$	$\frac{1,250}{25,000} = 5\%$	$\frac{1,500}{30,000} = 5\%$
出資資本利率 $\frac{(e)}{(a)}$	$\frac{3,750}{75,000} = 5\%$	$\frac{5,000}{100,000} = 5\%$

(Vgl. H. Nicklisch, a. a. O., SS. 681-694.)

### 五 ニックリツシュの見解に對する吟味

これまでは、独立派生経営に関するニックリツシュの見解を、かれの論述に即して考察してきた。本節においては、かれの見解を批判的に検討することにする。その場合、ここではかれの独立派生経営の性格を明らかにすることを主題とすることとする。そして、そのために、かれの独立派生経営の目的および独立派生経営の「共同体化」に関する

従って、期間利潤の計算において算入されている売上見積額(当期完成製品中の売却未済部分および仕掛品に対する売上見積額)が費消価値で計上されている場合には、取引利潤と期間利潤は一致する。なお、ニックリツシュは、取引利潤の分配が販売価格の大きさに従った賃金・俸給のスライドと同義であると解しているように思われるが、そうなるのは極めて特殊な場合に限られるであろう。

(10) 例示は二つある。両者から、本文との関連において必要な数値をとり、利率の推定を行なえば、上表のとおりである。

(11) 以上は主として下記にまつ。 H. Nicklisch, a. a. O., SS. 267-284, SS. 506-512 u. SS. 560-570.

見解を中心に検討することとする。

前述のように、ニックリッシュは経営過程を経営付加価値の獲得過程と分配過程から成ると解している。獲得過程の目的ができるだけ多くの経営付加価値の獲得にあることは自明である。これに対して、分配過程においては、その公正な分配が行なわれなければならないとしている。それでは、両過程を包括する独立派生経営全体の目的は何であろうか。この点に関しては、ニックリッシュ自身の明言はないが、これまでに考察してきたかれの見解からこれを解釈することは可能である。その第一歩はニックリッシュの経営付加価値概念の検討にもとめられるべきである。この場合、かれの経営付加価値が、独立派生経営から給付提供者に対してその給付の対応価値として支払われた価値の総体をなすものではないことが注意されるべきである。<sup>(1)</sup>すでに価値循環過程の考察において見たように、独立派生経営の受取る給付は資本使用と労働給付であり、また独立派生経営から給付提供者に対して支払われる対応価値は利子および配当と賃金・俸給および企業者賃金であった。そこで、独立派生経営への給付提供者としては信用資本提供者、出資者（企業者を除く。以下同じ）、労働者および経営者ないし企業者の四者が区別される。さて、上記四種の対応価値のうち、ニックリッシュの経営付加価値概念を構成するのは後三者であって、信用資本に対する利子は外部用役の費消に属するものとされている。そしてまた、このことに対応して、経営構成員は出資者・労働者および経営者ないし企業者から成るものとされ、信用資本提供者は異なる意思中心に属しており、「……それ自体は経営の構成員ではなく、経営に対立している」と考えられている。<sup>(2)</sup>このことの根拠は何であろうか。信用資本提供者は一定期間資本を貸与することによって確定率の利子を受取るものであり、その経営活動への関心は主として提供資本の返却の確実性と

いう観点にもとづいているのに対して、出資者、労働者および経営者ないし企業者の受取る給付対応価値は経営活動の成果に直接に依存していることから、かれらの経営活動への関心はこのような成果の増大という観点にもとづいているのであって、両者の経営活動に対する関心の程度、したがってまた両者の独立派生経営に対する利害関係は自ずから異なることがそれであろう。換言すれば、後の三者の受取る給付対応価値の増加の可能性は経営付加価値の増大と直接に結びついているのである。この意味において、経営付加価値は、かれらの利害を総合し、共通のものとしていと解しうるであろう。

以上において、付加価値獲得過程の目的であるところの経営付加価値の概念の特質が明らかにされた。次に、経営付加価値の獲得過程と分配過程の関連を検討しなければならない。両者の関連に関しては、前述のように、ニックリッシュは両者の相互依存関係について論じている。われわれがここで特に問題とするべきは、そのうちの前者の後者への依存関係である。これについてがれの指摘することは、第一に公正な分配が有利な (win-win) 市場の形成を招来すること、第二に過大な積立金の設定は独立派生経営内に紛争をひき起し、付加価値獲得過程における生産的気分を損うに至ること、そしてこうした二つの事情から獲得過程の合理的形成がなされるためには、できるだけ公正な分配が分配過程において行なわれなければならないということであった。われわれは第一の根拠を首肯できない。ただし、第一に給付に対応した分配という意味での公正な分配が行なわれることと生産物市場における需要の形成との間には直接的かつ必然的な関連が認め難く、第二に特定の独立派生経営の分配した経営付加価値が生産物市場において当該経営の生産物に対する需要として現われる必然性は存在しないので、個々の独立派生経営における公正な分配が当該

経営にとって有利な生産物市場を形成することに直ちになるとはいえないであろうからである。しかしながら、ニックリッシュの述べる第二の根拠および次に述べることから、われわれは付加価値分配過程の合理的形成、すなわちできるだけ公正な経営付加価値の分配が獲得過程における目的追求のために必要であると考える。他の根拠というのは、公正な分配が独立派生経営の構成員の利害の一致のために必要な条件をなすであろうということである。先に、ニックリッシュの経営付加価値概念が経営構成員の利害を総合していることが述べられたが、そのこと自体は構成員の利害の一致の可能性を意味するのみであって、その必然性を示すものではない。ただし、構成員は所与の経営付加価値を相互の間で分配するという関係にあることから、反面において、かれらの利害は相互に対立するものであるからである。経営付加価値の形成において構成員の利害の一致が保証されるのは、その公正な分配が行なわれる場合のみに限られるであろう。ただし、公正な分配は何びともこれを承認せざるをえず、これに関しては構成員間の紛争は発生しないと解されるからである。それゆえに、獲得過程において構成員が共通の目的のために協働するという状態が成立するのは、その目的が公正な分配の予定されている経営付加価値の獲得に求められている場合であると解される。そして、そのような獲得過程ないしその目的は、すでに分配過程の合理的な展開を内包しているという意味において、獲得過程と分配過程とを包括した独立派生経営全体の活動と関連している。かくして、われわれは独立派生経営全体の目的として、公正な分配を内包した経営付加価値の獲得を挙げることができるであろう。<sup>(3)</sup>

ところで、われわれは獲得された経営付加価値と構成員への分配可能額とが必ずしも一致しないことを知っている。このことは、後者が前者のみならず、その他の源泉よりの損益をも含んでいることに由来している。このことの意味

を問えば、独立派生経営全体の目的としての経営付加価値獲得の第二の含意を見出すことができるであろう。すなわち、経営付加価値は生産物の販売を介して獲得されるところの独立派生経営の構成員の給付の対応価値であった。したがって、独立派生経営の目的を分配可能額と区別されたこのような経営付加価値の獲得に求めることは、独立派生経営の目的が単に構成員のためのできるだけ多くの分配可能額の獲得にあるのではなく、商品生産を媒介としたでできるだけ多くの分配可能額の獲得こそが独立派生経営の目的であることを意味していると解しうるのである。かくして、われわれは独立派生経営の目的を、公正な分配を条件とし、商品生産を媒介とする、経営構成員のためのできるだけ多くの分配可能額の獲得であると表現することもできるのである。ところで、分配可能額が経営付加価値と異ったものに求められていることは、経営付加価値を分配可能額とする場合に生じうる資本額の流出を防止するための配慮であると解することができる。ただし、その他の源泉からの損失がその他の源泉からの利潤を上回る場合には経営付加価値全額の分配は、両者の差額だけ保有されるべき資本額の流出をもたすからである。

さて、前述のように独立派生経営においては「維持の法則」の支配が想定されている。「維持の法則」は「売上高は少くとも総費消に等しいか、またはそれより大きい」という関係の確保を要求するものであると解された。そこでつぎに、この「維持の法則」について検討することにする。われわれは先に独立派生経営の目的が一定の分配方法と前提としたでできるだけ多くの経営付加価値の獲得にあることを明らかにした。まず、この経営目的と「維持の法則」との関係について検討する。経営目的としての経営付加価値の獲得において、獲得されるべき経営付加価値の大きさについて、上に向っては限界が存在しないであろうことは直ちに想像されるところであるが、下に向っては経営付加

価値がゼロより大であればその大きさがいかに小さくとも或程度の目的達成がなされたと解しうるのであろうか。経営付加価値は外部価値費消額を上回る売上高部分として定義されている。それゆえに、売上高が総費消より小さい場合でもそれが外部価値費消額を上回るかぎり、経営付加価値はゼロより大となる。だが、この場合には経営付加価値は経営給付の額よりも小となり、両者の差額に相当する大きさの期間損失が発生する。このような状態においても、ある程度の目的達成がなされていると解することができるのであろうか。この問題に解答しうるためには、経営給付の性格について考察することが必要となる。経営給付は出資資本利子、賃金・俸給および企業者賃金より構成されている。出資資本利子は信用資本利子と同率で計上されている。これは、既述のように、出資資本提供者にその給付の対応価値として支払われなければならない最低限度額であると解される。賃金・俸給は、労働市場において労働者と独立派生経営との間で契約され労働者の文化的・市民的生活の保証を下限とする金額で計上されている。このような賃金・俸給は、これを個々の労働者の立場から見れば、経営活動への参加におけるその個人目的の最低限の達成を保証するものであると解される。そこで、独立派生経営にとっては、このような賃金・俸給の保証は労働者を定着させることを可能にするという意味を持つであらう。さらに、企業者賃金についても、賃金・俸給と同様な性格を持つものと解しうるであらう。さて、経営給付の個々の構成要素の性格を上述のように解することができるならば、独立派生経営にとって経営給付の大きさは経営構成員の所属を確保するために最低限必要な支出額であると解することができるであらう。そしてそれゆえに、独立派生経営の目的達成の下限についての目やすを経営給付額の回収に求めることができるであらう。かくして、われわれは、経営給付の回収が経営目的としての経営付加価値の獲得に付与され

るべき第二の条件をなすものと解することができる。ところで、前述のように「維持の法則」は「売上高は少くとも総費消に等しいか、またはそれより大きい」ことを要求する。それゆえに「維持の法則」が守られている場合には、経営付加価値は少くとも経営給付に等しいかあるいはそれより大となり、上述の第二の条件は満たされる。それゆえに第二の条件を伴ったでできるだけ多くの経営付加価値の獲得は「維持の法則」に従った経営活動において必然的に達成されるであろう。このような意味において、「維持の法則」は経営目的をその達成されるべき最下限をも含めて表現しているのであり、独立派生経営の生活において準拠されるべき指導原理をなすと解される。なおこの場合、公正な分配という第一の条件が付与されていることは云うまでもない。

以上において、「維持の法則」と独立派生経営の目的との関係が考察された。「維持の法則」は、経営構成員に分配されうるでできるだけ大きな、しかも一定額以上の分配可能額が獲得されるべきことに由来している。だが、それだけでなく、他方においては「維持の法則」が少くとも総費消のすべてが回収され、期首資本額が付加価値獲得過程において流出することが防止されるべきことへの配慮を含んでいるという意味において、資本の維持ないし保全への志向性を持っていることが指摘されうる。このような志向は、単に売上高と総費消の関係が前述のように規定されているという意味においてだけでなく、その各々の大きさの測定における配慮においても明瞭に認められうるのである。すなわち、第一に外部価値費消の測定において、財産の評価原則が低価原則に求められていることが想起されるべきである。その根拠は、未実現の損失を当期の費消額に含め、当期の経営付加価値の計上を抑制することによって、次期以降における資本の維持を一層確実にすることに求められている。第二に売上高の測定において、未売却完成製品お

よび仕掛品に対する見積売上高の計上が費消額を基準としていることが想起されるべきである。その根拠は、未実現利潤の計上の排除にある。ニックリッシュによれば、未実現利潤は翌期以降において実現の可能性があると判断されているにすぎないのであり、その実現のない場合には、その分配は資本部分の流出という性格を持つこととなり、資本の流出をひき起すことから、未実現利潤はいかなる場合でも分配されるべきでなく、それゆえに計上されるべきでないのである。<sup>(も)</sup> 以上のように「維持の法則」においては、その大きさが前提されている売上高および総費消の測定において、一方において未実現費消の計上が要求されるとともに、他方において未実現利潤の計上は認めないという立場をとることによって、資本額の維持ないし保全が配慮されているのである。

さて、ニックリッシュによれば、独立派生経営は「共同体化」され、経営共同体として存立するべきであるとされている。次にわれわれは、経営共同体および「共同体化」に関するかれの主張を検討することとしたい。その場合、次の二点为中心的に検討される。その第一は、独立派生経営を「共同体化」し、そこに経営共同体の成立を期待するかれの見解は論理的に成立しうるか否かという点であり、第二は、かれの論述において経営共同体の成立の必然性が論証されているか否かという点である。まず、第一の問題から取り上げることとする。その場合、まず肢体性と個性との関係および肢体化と一体化との関係が検討されるべきであろう。さて、論理的には肢体は全体を、また全体は肢体を前提とする場合にのみ存在しうることから、肢体性はすなわち全体性であり、肢体化はすなわち一体化であるべからぬ。それでは、独立派生経営の労働過程において不可避免的に進展する肢体化およびこれによって強化される肢体性は上述の意味における肢体化および肢体性であろうか。この問に答えるためには、労働過程の合理化に伴っ

て不可避免的に発現する諸事態の性格について考察することが必要である。そのような事態としては、第一に個々の労働者が、経営全体を配慮するという意味において経営全体に直接に接している最上位職位から益々遠ざかること、第二に個々の労働者の職分が製品の全製造工程のうちの小部分に限定されることによって、独立派生経営の全体から益々遠ざかること、および第三に、職分の遂行において労働者は専ら指定された労働方法の通りに動く肉体的な力として労働過程に参加することとなり、客体化されること、さらに第四に以上のような諸事態の結果として労働者の関心は割当てられた肢体職分の独善的遂行にのみ向けられるようになることが挙げられていた。第一および第二の事態は労働者の持つより大きな全体の部分であることの意識を稀薄化し、より大きな全体の部分であることの自覚を阻害することから、全体性を前提とした意味での肢体性に対して阻止的な作用を及ぼすと解される。第三の事態は労働過程における労働者の主体性を喪失させ、労働者に経営外部者としての意識を抱かせるようになることから、そして第四の事態は労働者の関心を専ら個人目的の追求に向けさせるようになることから、労働者の持つ個別性の意識に対して促進的な作用を及ぼすと解される。ところで、経営共同体の成立のために必要なことは、構成員がその肢体性と個性に關して同時的な意識を持つて<sup>(5)</sup>いることである。労働者の意識における肢体性と個性の同時性という見地からすれば、個性性に対する阻止的作用は肢体性の強化、従って肢体化の作用として捉えられ、肢体性に対する阻止的作用は個性性の強化、従って個性化の作用として捉えられるであろう。そこで、独立派生経営における労働過程の合理化は肢体化ではなくて、逆に個性化の過程として捉えられるべきことになる。これに対して、直接的關係において促進されるべき一体化は、間接的關係において強化される個性性と同時的な肢体性の涵養を目的としているがゆえに、肢

体化と同じ意味での一体化であり、これを肢体化ともよぶことができるであろう。<sup>(6)</sup>

さて、経営共同体の構成員の意識において、その肢体性と個別性は同時的であらねばならない。両者が同時に意識されているときにのみ経営共同体は成立しうる。それゆえに、経営共同体の成立のためには構成員に対する個別化的作用および肢体化的作用は同時的でなければならぬ。さて、間接的關係が労働過程における職位体系を媒介として成立している關係であるのに対して、直接的關係は労働過程の外で独立派生経営全体と個々の構成員との間に直接に生じている關係であり、両者は別個に存在している。従って、両者の個々より発せられる個別化および一体化の作用は構成員の個々人にとっては同時的でありえない。そして、これらの作用が構成員の意識における肢体性と個別性の同時性を保証するということもできない。それゆえに、間接的關係における個別化および直接的關係における一体化の作用を均衡化させ、独立派生経営自体を「共同体化」し、経営共同体の存立を確立しようとするニックリッシュの見解は成立しえないであろう。経営共同体は、これを独立派生経営において求めるとすれば、直接的關係および間接的關係の各々あるいはそのいずれか一方においてでなければならぬ。

それでは、経営共同体を独立派生経営において求めるとすれば、そのいづこにおいてであろうか。まず、間接的關係においては、前述のように、経営構成員は不可避的に個別化され、その個別性を強化される。この關係においては、そのような個別化に対応するべき一体化を見出すことができない。それゆえに、この關係において経営共同体の成立を期待することはできないであろう。次に直接的關係について考察する。そこでまず、直接的關係における一体化の促進のために提唱されている「共同体化」の諸施策が検討されるべきである。このような施策としてニックリッ

シユの挙げてゐるものとしては、既述のように、四種のものを見出すことができた。そのうち、福利厚生施設の拡充と労働時間および賃金の決定における労働者の生活保証の配慮は、労働者の生活安定のための配慮として一括することができであろう。従つて、「共同体化」の施策は、(一)共同決定の推進、(二)労働者の生活安定のための配慮および(三)職位体系等に関する講演の三種のものから成ることになる。このうち職位体系等に関する講演は、職位に配置されている労働者に対して、その職位の職位体系全体との関連を認識させ、この面から独立派生経営の全体に関する觀念を抱かせることを目的としており、この意味において一体化的に作用するものであると解される。だが、それはあくまで労働過程の中にある職位に配置されている労働者を対象として実施される施策であつて、個別化の根源である労働の肢体化原理およびこれによって展開されている職位体系の存在そのものに代替するようなものではない。この意味において、この施策に、労働過程への肢体化原理の適用の結果生じてくる個別性の強化に平衡した肢体性の強化を生み出すような一体化を期待することはできないのであつて、このような施策はせいぜい労働の肢体化原理の適用上の一つの改善策であると解しうるにすぎない。これに対して、他の二つの施策は労働過程の外、すなわち直接的関係にある労働者に対して実施される。共同決定は、労働者を独立派生経営の意思形成に直接的に参加させる機構である。共同決定の推進によって労働者に主体的活動の場が与えられ、労働者が自ら決定の主体となるという意味において労働者の主体性の回復が図られるとともに、独立派生経営全体について配慮することが要請される。換言すれば、共同決定の推進によって労働者に独立派生経営の全体について配慮する機会が与えられる。これによって、労働者において一体化が促進され、その肢体性の意識が強化される。そのみならず、このような意味での一体化の促進および肢

体性の意識の強化は同時に個別化の促進および個別性の意識の強化を伴うものであると解される。けだし、この施策が一体化の促進および肢体性の強化を生み出すことができるためには、労働者の経営の意思形成への参加が、自発的に自己の意欲にもとづいてなされるものでなければならぬという意味において、主体性は自主性に裏づけられなければならぬであろう。しかるに、この自主性の根源は個別性に求められるべきであるから、その発揮は個別性の意識の強化を伴うこととなり、個別化の促進を意味することとなるのである。従って、共同決定は構成員が自主性をもってこれに参加するときのみ有効な施策となるであろう。この場合、労働者の生活安定のための配慮はそのような自主性の確保のための施策であると解しうる。けだし、このような配慮は、労働者の個人目的の追求において最低限必要とされるその達成度を保証することによって、かれらを当該独立派生経営に永続的に帰属させ、その関心を当該独立派生経営に方向づけることを可能にすると解されるからである。以上から、直接的関係における一体化の促進のための諸施策は一体化とともに個別化をも促進させるものであることが分った。このことは、ここにおいては「共同体化」が可能であり、その窮極において経営共同体の成立を期待することができていることを意味している。かくして、われわれが経営共同体を独立派生経営において求めうるとすれば、それは直接的関係の中においてでなければならぬであろう。

以上において、「共同体化」は直接的関係において推進されるべきことが明らかにされた。次に検討されるべき問題は、「共同体化」の窮極において経営共同体が必然的に成立することが、ニックリッシュによって論証されているか否かという点であった。<sup>(8)</sup>かれによれば、独立派生経営において、構成員が同時に肢体性と個別性を持っていること

を自覚しているという意味において二重性格的存在として存立しており、そしてこのような意識においてその目的を設定することによって、経営目的とかれの個人目的との一致を承認することとなることによって、経営共同体が成立するものとされている。しかるに、既述のように他方において独立派生経営の目的はかれの論述から論理的に導出されえたとされている。また構成員の個人目的を一般的に想定することは妥当であろう。そこで、経営共同体の成立の必然性が客観的に証明されるためには、経営目的と構成員の個人目的との一致、ないしは両者の間に共通の利害関係が専ら存在することが、論証されることが必要であろう。ただし、そのような関係が客観的に論証されうる場合にものみ、「共同体化」の推進によって個々の構成員が現実にもその個人目的と経営目的との一致を承認するにいたるであろうということが、客観的に肯定されるであろうからである。かくして、われわれは独立派生経営の目的と構成員の個人目的との関係を検討しなければならないこととなる。

さて、独立派生経営の目的と構成員の個人目的との関係については、すでに、経営付加価値の公正な分配を条件として、前者が後者を総合していると解することができることが明らかにされている。ここではさらに、経営付加価値の公正な分配が果して可能であるか否かが問われなければならない。公正な分配は構成員の給付に応じた分配であった。このことは、構成員の経営付加価値獲得に対する貢献に応じた分配を意味していると解することができる。ところで、ニックリッシュの公正な分配に関する主張は、既述の公正賃金に関する論述から知ることができるように、二つの要点を含んでいると解することができるであろう。その第一は、利潤分配額をも含めた総分配額が給付に応じて決定されるべきことの主張であり、その第二は労働給付提供者ないし出資者への賃金・俸給ないし出資資本利子が、

かれらを当該独立派生経営に定着させるために必要な最低額の支払を保証する金額で計上されるべきことの要求であった。このうち、第二の要求を満たすべき費消額の内容については論及があり、その大部分は、歴史的・社会慣習的に規定されている大きさとしてあるいは市場において決定されている大きさとして、客観的に把握されうるとしても、第一の要求を満たすべき分配の方法については、ニックリッシュは何ら論及していない。この意味での公正な分配は、その必要性の強調がなされているのみであって、その方法の具体的内容について論述があるわけではない。ただ、上述のように費消計上額としての賃金・俸給と出資資本利子との大きさが具体的に示されていることから、この両者の割合を公正な分配の基準とすることができるか否かを検討してみることは可能であり、また必要なことでもあろう。分配可能な経営付加価値がこのような費消計上額に等しい場合には、費消計上額の性格から判断して、この経営付加価値は費消計上額通りに分配されることになる。構成員は独立派生経営の存続を承認するかぎり、このような分配を承認せざるをえないからである。それゆえに、このような特殊の場合には、賃金・俸給と出資資本利子との割合が経営付加価値の分配基準となると解することができる。だが、それは客観的な基準にもとづいて労働給付と資本使用の経営付加価値の獲得に対する貢献度を測定していると言えるようなものではなく、従ってこのような割合があらゆる場合において経営付加価値の分配基準をなすということはできない。かくして、ニックリッシュにおいては給付に應じた分配という意味での公正な分配の基準となりうるものは何ら示されてはいないと解さざるをえないのである。それのみならず、このような意味での公正な分配は事実上不可能であろう。もしそうであるならば、経営付加価値の分配においては、構成員相互間に依然として利害の対立が存在しているのであり、この意味において、構成員の個人目

的が相互に調整され、総合されて、独立派生経営全体の目的を形成しているとは言いえないのである。以上を要するに、ニックリッシュの論述においては独立派生経営の目的と構成員の個人目的との間に共通の利害関係が専ら存在していることが論証されているわけではないのであり、このことから、経営共同体の成立の必然性もまた論証されてはいないといえることができるであろう。

それでは、各構成員集団のうちのいずれの利害が独立派生経営において支配的であると解すべきであろうか。独立派生経営は、それ自体独立した活動体として自己維持の欲求を持っている。そして、この欲求はとりわけ利潤分配において独立派生経営自体に対する分配を要求するという形で、それ自体一つの利害の主体となる。そこで、独立派生経営における各構成員集団の利害関係の検討は、それが独立派生経営自体の利害といかなる関係にあるかという観点からなされなければならない。換言すれば、独立派生経営内における各構成員集団の利害の位置づけは、それが経営自体の利害とどの程度一致しているかを基準として行なわれなければならない。さて、このような問題の考察においては、利潤の内部留保によって設定される積立金をめぐる各構成員集団の利害についての考察が手掛りを提供するであろう。けだし、このような積立金は独立派生経営の自己維持の欲求に基づいて設定され、そしてこのような積立金の設定をめぐって、独立派生経営自体をも含めた分配参加者の間に紛争が生ずるものとされていたからである。さて、独立派生経営の自己維持の欲求に基づいて設定される積立金は、既述のように損失補填のための積立金であると解せられる。それでは、このような積立金の設定が構成員の利害と対立するのはいかなる意味においてであろうか。繰返し述べたように、独立派生経営はその構成員個々人の家計における欲望の充足を可能にするために派生しているもの

である。これを構成員の立場から見れば、構成員の個人目的が達成されうるかぎり独立派生経営の構成員として特定経営に帰属しつづけ、また当該経営が個人目的の達成を継続的に可能にすると予想するかぎりにおいて当該経営の存続を確保しようとし、当該経営の存続確保のための配慮をも容認するであろう。このかぎりにおいては、独立派生経営自体の欲求としての経営の維持は構成員の利害とは衝突しないであろう。従って、もし利潤分配において積立金の設定をめぐって独立派生経営自体とその構成員との間に利害の対立が生じうるとすれば、それは、このような積立金の設定が経営維持のための配慮として容認される範囲を越え、それによって構成員の個人目的の達成が阻害されると構成員が判断する場合であろう。

それでは、このような考察においては、いかなる構成員集団が区別されるべきであろうか。われわれは、これまでの考察において、労働者集団の利害と出資資本提供者集団のそれとが必ずしも一致しないことを知っている。ここではさらに、第三節での考察にもとづいて、ニックリッシュにおいては出資資本提供者において二つの集団が区別されているものと解しうることが指摘されなければならない。その第一は、独立派生経営の派生のために自身の持っている資本を投下し、当該経営の支配者あるいは企業者として間接的あるいは直接的にその最高管理職能を担当する出資資本提供者であり、その第二は、前者の所要資本のうちの不足部分を出資資本として提供し、自身は直接的にも間接的にも最高管理職能を担当することのない出資資本提供者である。独立派生経営への資本提供者のうち、前者のように直接的ないし間接的に経営の最高管理職能を担当する者を機能資本家、後者のように間接的にも最高管理職能を担当することのない者を無機能資本家とよぶことにする。<sup>(10)</sup> 無機能資本家としての出資資本提供者の独立派生

経営に対する関係は短期的ないし浮動的であつて、かれらの目的は特定の独立派生経営から、たまたま関係している短期間のうちに可及的最大の所得を引出すことにある。他方、機能資本家としての出資資本提供者の独立派生経営に対する関係は長期的ないし定着的であつて、その目的は当該経営から長期的に安定した最大所得を獲得することにあると解される<sup>(1)</sup>。それゆえに、われわれは独立派生経営において相對立しうる利害を有している構成員集団として、労働者の集団、機能資本家としての出資資本提供者の集団および無機能資本家としての出資資本提供者の集団を挙げることができるとする。

それでは、これらの各構成員集団の利害にとって、独立派生経営の自己維持の欲求によって設定される積立金はいかなる関係を有するのであろうか。まず、この積立金の持つ機能が考察されなければならない。第一に、この積立金は、損失が発生したときその取崩しによって損失の補填をなし、独立派生経営の資本を確保することを可能にするという意味において、資本保全機能を持つことができる。だが、損失補填のための積立金の果す機能は上述に尽されるわけではない。ニックリッシュの提示する独立派生経営の成果計算においては出資資本利子が経営給付として費消計上されているにも拘らず、出資資本提供者への経営付加価値の分配においては、それが無限責任的と特質づけられているように、損失が発生するときには積立金の取崩しによって補填されなにかぎり、損失に見合う出資資本利子の支払が中止されるのであつた。そこで損失の大きさが出資資本利子計上額の範囲内にとどまるかぎり、積立金の取崩しによる損失補填は、出資資本利子相当額の配当の支払の保証という性格を持つのであり、この意味において、この積立金に配当保証ないし配当支払の安定化という第二の機能を認めることができるのである。従つて資本保全機

能は、損失の大きさが出資資本利子計上額を上回る場合に、この超過額の補填に関して認められることとなる。

積立金の機能が以上のようなものであるならば、第一に積立金が資本保全機能のためにのみ設定されるかぎりにおいては、機能資本家としての出資資本提供者はこれに積極的に賛成し、他方、労働者および無機能資本家としての出資資本提供者は、当該経営に帰属しつづけることが相対的に有利であると判断し、当該経営の存続を承認するかぎりにおいて、賛成するであろう。これに対して、積立金の設定が配当保証機能のためになされる場合には、機能資本家としての出資資本提供者はこれに当然に賛成するとしても、労働者は、それが自己への分配額を保証するものでないだけでなく、自己への分配額の犠牲においてなされるものであるとして、また無機能資本家としての出資資本提供者は、得られるべき現在の所得を犠牲にするものであるとして、いずれもこれに反対するであろう。ところで、積立金の機能が資本保全のみに限定されるべきであるならば、ニックリッシュの成果計算の図式において、損失自体が出資資本利子の費消計上額を越える部分とその範囲内に収まる部分とに区分され、積立金は前者の補填のためにのみ取崩されうるものとされなければならない。しかるに、積立金の性格がニックリッシュにおいて単に損失補填のためのものであると解釈されている以上、積立金の取崩しによって補填されるべき損失について上述の区分はこれをなすべきではなく、損失の全体の補填が予定されているものと解釈しうるであろう。従って、積立金が二つの機能のいずれをも果しうるものでなければならぬことは、ニックリッシュにおいては当然である。そして、このことから構成員中積立金の設定を無条件に承認するものは機能資本家としての出資資本提供者のみであることを推論することができるであろう。それゆえに、積立金の設定に関しては機能資本家としての出資資本提供者の利害のみが常に独立派生経営

自体の利害と一致しうるのであって、他の二者の利害はこれと相反しうるのである。かくして、ニックリッシュが積立金の設定をめぐって利潤分配の参加者の間に紛争が生ずるといふとき、この論述は、独立派生経営自体の利害と機能資本家としての出資資本提供者の利害は一致し、これと他の構成員の利害とが対立しうるといふことを意味しているものと解されなければならないであろう。

以上の考察から明らかなことは、積立金の設定との関連においては、独立派生経営自体の利害と一致しているのは機能資本家としての出資資本提供者の利害のみであり、それゆえに、このような出資資本提供者の利害が独立派生経営において支配的であると解しうるといふことである。それでは、積立金の設定との関連において明らかにされた以上のような利害関係は、独立派生経営の全生活においても同様に成立していると解しうるのであるか。われわれは、これを肯定するべきであろう。ただし、上述のような独立派生経営とその機能資本家としての出資資本提供者との長期的ないし定着的関係は、独立派生経営にとって基本的であり、それは経営活動の全体を支配しているものであると解しうるからである。

(1) なお、レーマン (M. R. Lehmann) は、付加価値 (Wertschöpfung) を経営より家計および国家に対して支払われる所得の合計として規定している。すなわち、かれによれば「……付加価値は、経営が国民経済ないし総合経済の総所得ないし社会生産物 (Sozialprodukt) に対して貢献した持分以外のなものをも表わさない……」。そこで、付加価値は産出財貨所得としても、産出貨幣所得としても捉えられることとなる。前者としては、

付加価値 = 総収益 (Rohertrag) - 事前給付費用 (Vorleistungskosten)

(事前給付費用＝原材料費十減価償却費十外部用役費十危険費)

とじて、また後者として、

付加価値＝労働収益(労務費)十公共収益(共同体系費すなわち租税など)十資本収益(利子費——これは資本余剰を含む)とじて計算せらるゝことなる。勿論、前者は同額となる。(Vgl. M. R. Lehmann, Leistungsmessung durch Wertschöpfungsrechnung, Essen 1954, SS. 11—16.)

ところで、レーマンの定義によれば、経営は、財務単位としての企業とともに経営経済を構成する生産単位である。換言すれば、経営は独立の経済単位である経営経済の不可欠の部分であるにすぎない。そして、かれは経営および企業についてそれぞれ総合経済的目的と個別経済的目的を規定しており、付加価値の獲得は経営の個別経済的目的とされているのである。従つて、かれの場合には付加価値の獲得が直ちに経営経済全体の目的をなすものではないことが注意されるべきである。(Vgl. Derselbe, Allgemeine Betriebswirtschaftslehre, 3. Aufl., Wiesbaden 1956, SS. 51—60.)

なお、かれは、経営経済全体の目的が何であるかを明示してゐない。

(2) H. Nicklisch, Wertschöpfung—Betrieb/Unternehmung, in Die Betriebswirtschaft, 30. Jahrg., 1937, S. 268.

(3) なお、次の小冊子においては、経営付加価値は「経営生活の目的」として示られてゐる。

H. Nicklisch, Profitlehre? Berlin 1934, S. 11.

(4) 「未実現の利潤の分配は、経営をしてその当初の实体 (seine anfängliche Substanz) の一断片を利潤受領者に与えるといふ危険に直面せざるべし。このことは、正常時にせよ、一種の自殺行為 (ein Stück Selbstmord) を表わすべしである。」(H. Nicklisch, Grundfragen für die Betriebswirtschaft, S. 32.)

(5) 「人間は、その良心において、自らをそれ自体完結した全体であると同時により大きな全体の肢体であることを意識してゐる。」

「独立派生経営」に関する一考察

る」という場合、肢体性と個性性とに関する意識の同時性は、同一時点において肢体性と個性性とを意識しているということだけでなく、さらにこれら二つのものに関する意識がその強さの点において均衡をえていることをも意味していると解すべきであろう。

(6) ところで、ニククリッシュによれば、労働過程の合理化は労働の肢体化の進展を不可避的にともなう。この労働の肢体化は、労働職分が細分されていくことだけでなく、その分化が全体として有効である範囲に止められるべきことをも意味している。(Vgl. H. Nicklisch, Die Betriebswirtschaft, S. 242) 換言すれば、労働過程の合理化によって労働職分が細分化されると同時にその全体的な統合についても配慮がなされるのである。それゆえに労働の肢体化原理に従って分化されていく労働職分の個々についてみるならば、それはつねに全体に統合された部分であり労働過程の合理化によってこの労働職分は一体化と同じ意味での肢体化の作用を受けているのである。

これに対して、われわれがここで問題にしているのは、労働過程の合理化すなわち労働職分の肢体化がその担当者の意識にいかなる作用を及ぼすかということである。換言すれば、労働過程の合理化は労働そのものを肢体化するとともに、その担当者も個別化するのである。そして、このように労働過程の中で個別化されていく労働者自体の肢体化すなわち一体化の問題が直接的関係の問題に外ならないとされているのである。

(7) 経営共同体に関する以上の検討においては、次の諸論文に負うところ大である。

藤津清治(稿)、前掲論文。藤津清治(稿)、「経営共同体と生産的気分の問題」(藻利重隆編、人間関係論——税務経理協会、昭和三十三年——所収)。藤津清治(稿)、「経営的社会政策の本質と経営共同体——タールハイム学説とニククリッシュ学説の一考察——」(藻利重隆編、労務管理——巖松堂、昭和三十一年——所収)。

(8) いまや、経営共同体は、独立派生経営においては、直接的関係の中に求められるべきことが明らかにされている。そこで、

以下のような経営共同体の成立の必然性に関する検討においては、独立派生経営全体の目的とその構成員の個人目的との関係ではなく、直接的関係において成立するべき経営共同体自体の目的とその構成員の個人目的との関係が問われるべきであろう。だが、この意味での経営共同体はニックリッシュの見解の批判的検討の結果見出されたものであり、その目的およびその構成員の個人目的が何であるかは、かれの論述からは、直接的には言うに及ばず間接的にも知ることができない。それゆえに、ここでは独立派生経営全体の目的とその構成員の個人目的との関係を検討する。このような検討は、ニックリッシュの見解のうちにも明らかにされた直接的関係において成立するべき経営共同体の成立の必然性を問題にするものではなく、かれの見解そのもの、すなわち独立派生経営自体の「共同体化」の結果成立するべき経営共同体の成立の必然性に関するものである。従って、以下は、これまでとは別の観点からするかれの見解についての検討である。

(9) フェルカー (G. Volker) は次のように述べている。

「労働力および資本使用の準備によって参加している者の各々が、給付に対するかれの貢献に応じて付加価値に参加するならば、たしかにそれ(分配—佐藤)は公正となるであろう。だが、種類の異った労働給付の有効性の確定においてさえ、完備した点数制 (Punktsystem) についても、種々の評価要素に対するウェイトの設定および等級の設定を介して、主観的な観念および価値尺度が準客観的な職務評価 (die quasi-objektive Arbeitsbewertung) の基礎となつているという事実が無関係でない。労働および財産という異つた要素の作用に帰せられるべき総付加価値の持分を公正に決定することができる見込のなんと少いことであろうか。結論は、明らかに、ここで述べられた理由から、帰属計算問題 (Zurechnungsproblem) の論理必然的解決、そしてそれゆえ付加価値分配の公正な遂行は不可能であるということである。」(G. Volker, Heinrich Nickisch, S. 86)

(10) 「機能資本家は必ずしも能動的出資者に限られるわけではない。けだし資本の営利機能を擔當する資本家は出資者に限ら

れるものではないからである。すなわち『機能資本家』の概念は『能動資本家』の概念よりも廣い。後者は單に前者の一例にすぎないのである。もっとも極めて重要な、したがって代表的な一例であることはいうまでもない。』（藻利重隆（稿）、「資本と経営の分離」（高瀬莊太郎編、新会社法と会社経営——森山書店、昭和二十五年——五七頁））。

(11) 機能資本家および無機能資本家と独立派生経営との関係については次の文献によつてゐる。

藻利重隆、経営学の基礎（改訂版）、森山書店、昭和三十七年、五十一頁。

ただし、この著書において、藻利教授は「資本主義経営」たる「企業」における機能資本家および無機能資本家と「企業」との関係論じられてゐるのであり、それが直ちにニックリツシュの独立派生経営における問題にあてはまるといふわけではない。われわれが教授の見解をこのようなニックリツシュの所論の検討において拠所としたのは、ニックリツシュの独立派生経営の構想は窮極的には現実の生産経済単位体である「企業」をその根源としてゐるのであり、上述の問題に關しては、「企業」において認められる諸関係がそのまま妥当すると判断したからである。

## 六 結

ニックリツシュの構想する独立派生経営においては、構成員の個人目的が総合されて経営付加価値の獲得という経営目的を形成し、この経営付加価値が構成員に公正に分配されることによつて構成員間に分配をめぐる紛争が生ずることなく、構成員にとつては経営目的の達成のために経営活動に参加することが同時に個人目的の達成のための活動となるという関係が無条件に成立しうることが意図されてゐると解することができた。このような独立派生経営の特質は、かれの経営共同体の構想に由来してゐると解しうるであらう。経営共同体においては、社会目的と個人目的の

一致を構成員が承認し、社会目的達成のために協働に参加することそのことが個人目的達成のための活動となるという関係が成立しているがゆえに、構成員は協働において拘束を感じることなく、すなわち自由であり、その給付意欲は何らの障害をも受けないものであるとされている。かかる社会目的と個人目的との関連が独立派生経営において認められえ、独立派生経営が経営共同体となることができるよう、独立派生経営の特質づけがなされていると解することができるであろう。換言すれば、現実の生産経済単位体である独立派生経営の「共同体化」の窮極において成立すべき経営共同体において見出さるべき目的が独立派生経営の目的として措定されていると解しうるのである。

だが、経営付加価値の獲得を独立派生経営の目的として措定することは、それだけでは独立派生経営が経営共同体となりうることを保証するものではない。けだし、構成員間の利害の調整とその総合を保証するべき公正な分配の問題が解決されておらず、かつまた、その解決は不可能であると考えざるをえないように思われるからである。のみならず、独立派生経営においては、機能資本家としての出資資本提供者の利害が最優先されていると解せられた。かくて、かれの構想する独立派生経営は、かれの意図にも拘らず、そこにおいて経営共同体の成立を保証するものではないであろう。

だが、このことは、かれの「共同体化」の主張を意味のないものとするものではない。かれの「共同体化」は、労働の肢体化原理に基づいて機械を媒介として形成されている生産過程の中に置かれた労働者の給付意欲の高揚の問題を出発点として提示されているのであり、この主張においては、労働者は単に費用要素として、あるいは単に労働力としての側面において捉えられているにすぎないのではなく、同時に労働力の所有者としての側面をも併せ持った主

体的かつ自主的存在として全体的に捉えられていると解しうる。けだし、このような人間理解にもとづいてのみ、それ自体一つの全体であると同時により大きな全体の部分であるという人間の本質の把握が可能となると思われるからである。このような人間理解にもとづいて推進される「共同体化」の場が直接的関係の中に求められるべきであることは既に明らかにされた。そしてまた、その諸施策は労働者の給付意欲の高揚に対して有効であると解しうる。

のみならず、「資本主義経営」たる「企業」において、その内面的・実質的な変質とともに營利原則の変質が生じつつあることは夙に主張されているところであるが、かかる「企業」において上述のような経営労務の二重性が認識されうるならば、それは、その内面的・実質的な変質の一つの徴候であり、それによってその目的自体の変質が招来せらるべきことが推測しうるところとなるのであり、この場合、公正に分配されるべき経営付加価値の獲得をその目的に措定するニックリッシュの独立派生経営の構想は示唆に富むものである。かれの構想が一方において共同体の構想から導びかれていることは明らかであるが、それが同時に現実に存在している生産経済単位である「資本主義経営」としての「企業」をその根源としているであろうことは容易に想像しうるところであるからである。

(1) 特に、次を参照のこと。

漢利重隆、経営学の基礎〔改訂版〕、特に第一章および第七章―第十五章。

(昭和四四年五月七日 受理)